

令和 4 年度 ▶ 令和 13 年度

姫島村総合計画(案)

基本構想・基本計画

大分県 姫島村



姫島村は大分県唯一の「一島一村」の村です。

明治 22 年村政施行以来、昭和、平成の合併にも「一島一村」の離島という立地条件から参加せず、今日に至っています。

この間、昭和 32 年「離島振興法」の適用地域に指定されてから、国、県の温かいご支援のもと、「本土並みの生活」を目指して、村の基幹産業である沿岸漁業と、塩田跡地を活用した車えび養殖を最重点施策に掲げ、道路、漁港、港湾の整備をはじめ、簡易水道の布設、海底ケーブルによる送電、村営フェリーの就航、村営診療所への複数の常勤医師、下水道の整備、ケーブルテレビ姫島の開局等村民生活の向上を図ってまいりました。

また近年は、グルメや「おおいた姫島ジオパーク」等自然、歴史、文化等の地域資源を活用した観光の振興「姫島 IT アイランド構想」の推進にも力を入れています。

しかしながら、人口減少、過疎、少子高齢化、漁業の不振、雇用の場の不足、さらに新型コロナウイルスの対応等、村を取り巻く環境は厳しく、解決すべき課題が山積しています。

このような状況に対処し、村の活性化を図っていくため、令和 4 年度を初年度とし、目標年度を令和 13 年度とする「姫島村総合計画」を策定いたしました。

この計画では、「海を活かした健康で活力あふれる村づくり」の基本理念のもと、「水産業と観光と IT の村づくり」を目指しています。

この計画の着実な実現に向けて、村民の皆様をはじめ、多くの皆様のご指導、ご支援、ご協力を、よろしくお願い申し上げます。

姫島村長 藤 本 昭 夫

第1章 計画の策定にあたって	10
1. 計画の目的、趣旨	10
2. 計画の期間	10
3. 計画の構成	10
(1) 基本構想	10
(2) 基本計画	10
4. 姫島村の姿	11
(1) 位置及び地勢・気候	11
(2) 沿革	11
(3) 人口の推移	11
5. 目指すべき将来像	12
(1) 水産業と観光と IT を中心とした産業の振興	12
(2) 豊かな自然に調和した生活環境の充実	12
(3) きめ細かな保健・医療・福祉・介護の推進 (地域包括医療・ケアの推進)	12
(4) 豊かな心を育む人づくりと文化の保護・継承	12
6. 計画の指標	13
(1) 人口・世帯数の動向	13
(2) 産業経済の動向	13
第2章 姫島村の振興計画 総論	15
「水産業と観光と IT の村づくり」を目指して	15
第3章 施策の大綱	16
第4章 水産業と観光と IT を中心とした産業の振興	17
1. 漁港・港湾の整備	17
2. 水産業の振興	17
3. 観光の振興	17
4. 「IT アイランド構想」の推進	18
5. 工業の振興	18
6. 商業の振興	18
7. 農業の振興	19
8. 雇用の場の創出	19
第5章 豊かな自然に調和した生活環境の充実	20
1. 交通体系の整備	20
2. 土地利用の推進	20
3. 交通安全対策	20

4. 消防、防災等安全体制の整備	20
5. 住環境の整備と空き家対策の推進	21
6. 公園・広場等の整備	21
7. 上水道の整備	21
8. 下水道の整備	21
9. 環境衛生と施設の整備	21
10. エネルギー	22
11. 森林の保全	22

第6章 きめ細かな保健・医療・福祉・介護の推進

(地域包括医療・ケアの推進)	23
1. 保健の充実	23
2. 医療の確保と充実	23
3. 福祉の充実	23
(1) 高齢者福祉の推進	23
(2) 生活支援ハウス「姫寿苑」	24
(3) 障がい者福祉	24
(4) 児童・ひとり親家庭福祉	24
(5) その他福祉	24
4. 介護保険の充実	25

第7章 豊かな心を育む人づくりと文化の保護・継承

1. 教育の充実	26
(1) 幼児教育	26
(2) 学校教育	26
(3) 社会教育	26
(4) 社会体育	26
2. 青少年健全育成	27
3. 文化財の保護と文化活動の推進	27
4. 人づくり・地域づくりと男女共同参画社会の推進	27

第8章 計画に推進にあたって

1. 行政運営	28
2. 財政運営	28

基本計画

第1章	水産業と観光と IT を中心とした産業の振興	29
第1節	港湾及び港湾海岸の整備	29
第2節	漁港の整備	29
第3節	水産業の振興	36
第4節	観光の振興	41
第5節	「IT アイランド構想」の推進	43
第6節	工業の振興	44
第7節	商業の振興	44
第8節	農業の振興	45
第9節	雇用の場の創出	46
第2章	豊かな自然に調和した生活環境の充実	47
第1節	交通体系の整備	47
	県道の整備	47
	村道の整備	47
	海上交通の整備	49
	村内の交通網の整備	51
第2節	土地利用の推進	52
第3節	交通安全の確保	53
第4節	消防、防災等安全体制の整備	54
第5節	住環境の整備と空き家対策の推進	55
第6節	公園・広場等の整備	56
第7節	上水道の整備	57
第8節	下水道の整備	58
第9節	環境衛生施設の整備	60
	ごみ処理対策の推進	60
	空き缶デポジットシステムの推進	61
	火葬場、斎場、墓地対策の推進	61
第10節	エネルギー	62
第11節	森林の保全	62
第3章	きめ細かな保健・医療・福祉・介護の推進 (地域包括医療・ケアの推進)	64
第1節	保健の充実	64
	保健指導の充実	64
	予防の徹底	66
	母子保健	67
第2節	医療の確保と充実	67
第3節	福祉の充実	69

	高齢者福祉の推進	69
	生活支援ハウス「姫寿苑」	70
	障がい者福祉の充実	70
	児童福祉の充実	72
	ひとり親家庭及び寡婦福祉の充実	73
第4節	介護の充実	74
	介護保険の充実	74
第4章	豊かな心を育む人づくりと文化の保護・継承	75
第1節	教育の充実	75
	幼児教育の充実	75
	学校教育の充実	75
	社会教育の充実	77
	社会体育の充実	78
	青少年健全育成の充実	79
第2節	文化の振興	80
第3節	人づくり・地域づくりと男女共同参画社会の推進	81
第5章	行財政の確立	82
	行政運営の合理化	82
	財政の効率化	82

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的、趣旨

本村では、平成 3 年 9 月に平成 12 年度を目標年度とする「姫島村総合計画」を策定以来“海を活かした健康で活力あふれる村づくり”を基本理念に村勢振興の諸施策を積極的に推進し、村民生活の向上を図ってきた。

しかしながら、社会経済情勢は、過疎化、少子高齢化の進行や国際化・情報化の急速な進展、地方分権・規制緩和の進行及び人々の価値観・生活様式の多様化など大きく変化し、村民生活や地域社会にも様々な影響を与えている。

平成 27 年、国は「国土形成計画」を新たに策定し、県は、「大分県版地方創生の加速前進」「先端技術への挑戦」「強靱な県土づくり」を柱に、平成 27 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」を策定（2020 年改訂）した。

このような状況のなか、本村においても国、県の動向を踏まえ、総合的かつ長期的な視点から新しい時代「令和」にふさわしい村づくりを推進するため、新たな「姫島村総合計画」を策定するものである。

2. 計画の期間

この計画は、令和 4 年度を初年度とし、令和 13 年度を目標年度とする。

3. 計画の構成

基本構想と基本計画の 2 部門で構成。

（1）基本構想

基本構想は、本村の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた施策展開の体系等を示す。

（2）基本計画

基本構想で示された施策展開の体系に沿って、各分野ごとの現状と課題、取り組むべき主要な施策等を示す。

4. 姫島村の姿

(1) 位置及び地勢・気候

本村は瀬戸内海の西端、大分県国東半島の北 5 km の周防灘海域に位置する東西 6.6 km、南北 2.6 km、周囲 17 km、総面積 6.99 km² の一島一村の離島である。

本村は、第四系の基盤の上に噴出した 4 つの火山が砂州によって連結されて出来たものであり、島の中央南端に矢筈岳 (266m) がそびえ、それを中心に西端に達磨山 (105m)、その北東に城山 (62m)、東端に灯台のある柱ヶ岳 (45m) がある。

これらの連結された山間の平地に集落が形成されている。

気候は、年平均気温 15.0℃ と温暖で積雪はほとんどみられず、降雨量は年平均 1,300 mm 前後である。

(2) 沿革

江戸時代は杵築藩の領下であった。明治 4 年杵築県となり、明治 5 年大分県第 1 大隊区第 1 会所 (高田) の管下となり、翌 6 年第 1 大区 11 小区姫島となり、用務所が設置された。明治 11 年東国東郡に属し、同 22 年姫島村となって現在に至っている。

集落は、本村の中央部にその多くが形成されており、中央部から隔たった東部にも集落がある。

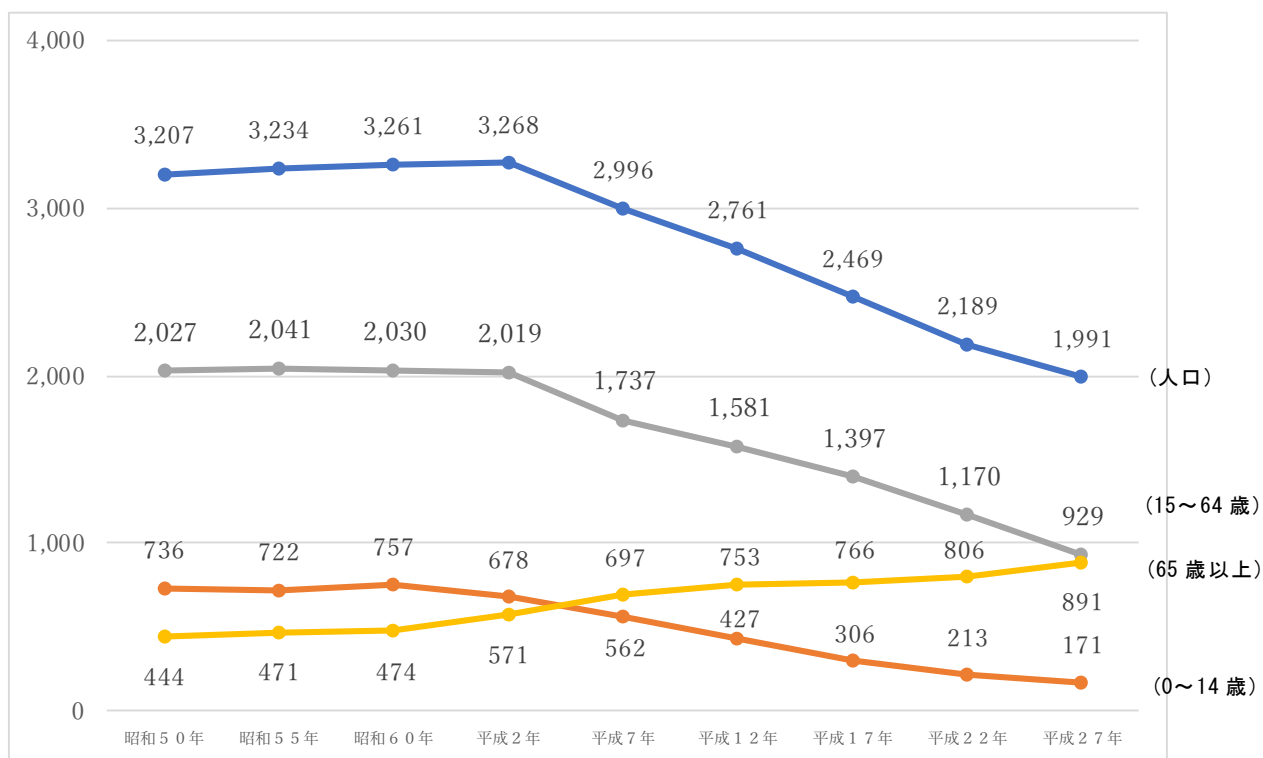
これらの集落は、6 つの駐在区からなっており、中央部には村の行政、経済の中心である役場、診療所、漁協、農協、商工会等がある。

(3) 人口の推移

本村における人口動向の推移をみると昭和 30 年の 4,178 人をピークとして、以後減少を続けた。昭和 50 年 3,207 人から平成 2 年の 3,268 人と 61 人微増したが、その後、若者の流出、出生数の減少により、25 年間で約 1,200 人減少し、平成 27 年には 1,991 人となっている。

また、年齢別人口を平成 17 年で見ると、年少人口 (0 歳～14 歳) 306 人、生産年齢人口 (15 歳～64 歳) 1,397 人、老年人口 (65 歳以上) 766 人であったが、平成 27 年では、年少人口 171 人、生産年齢人口 929 人、老年人口 891 人で 10 年間の変化を見てみると、年少人口は 44.1%、生産年齢人口は 33.5% 減少し、反対に老年人口は 16.3% 増加し、少子高齢化が進んでいる。

■人口の推移



(参考 国勢調査)

5. 目指すべき将来像

姫島村では「海を活かした健康で活力あふれる村づくり」を村政の基本理念に「水産業と観光と IT の村づくり」をスローガンに掲げ、「人情味あふれる豊かな島づくり」を目指している。

この実現に向けて、次の4つの基本目標掲げ、村づくりを推進する。

(1) 水産業と観光と IT を中心とした産業の振興

本村の基幹産業である水産業の安定的な発展を目指すとともに、交流人口の増加をめざした観光、「IT アイランド構想」による IT 企業の誘致等を推進し、活力ある村づくりを目指す。

(2) 豊かな自然に調和した生活環境の充実

生活に潤いとゆとりをもたらす豊かで美しい自然環境を守りながら、快適で住みよい村づくりを目指す。

(3) きめ細かな保健・医療・福祉・介護の推進（地域包括医療・ケアの推進）

村民一人ひとりが安心して、いきいきと暮らせるあたたかな村づくりを目指す。

(4) 豊かな心を育む人づくりと文化の保護・継承

未来を担う人材の育成と、文化財の保護・継承により、ふるさと姫島を誇

れる、魅力ある村づくりを目指す。

6. 計画の指標

(1) 人口・世帯数の動向

目標年次（令和 13 年）における目標人口は、今後の社会経済情勢等の推移を勘案し、1,550 人とする。

また、世帯数については、高齢化の進展による独居高齢世帯の増加や核家族化の傾向も継続されていくものと予想されることから、目標年次における世帯数は 800 世帯、1 世帯当り 1.9 人と想定している。

人 口 の 指 標

区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 13 年
総 人 口 (増減)		2,761 (△7.8)	2,469 (△10.6)	2,189 (△11.3)	1,991 (△9.0)	1,725 (△13.4)	1,550 (△10.1)
性 別 人 口	男性人口 (増減)	1,293 (△8.0)	1,147 (△11.3)	1,016 (△11.4)	925 (△9.0)	804 (△13.0)	722 (△10.2)
	(構成比)	(46.8)	(46.5)	(46.4)	(46.5)	(46.6)	(46.6)
	女性人口 (増減)	1,468 (△7.7)	1,322 (△9.9)	1,173 (△11.3)	1,066 (△9.1)	921 (△13.6)	828 (△10.1)
	(構成比)	(53.2)	(53.5)	(53.6)	(53.5)	(53.4)	(53.4)
世 帯 数 (増減)		981 (1.4)	951 (△3.3)	913 (△3.8)	879 (△3.7)	832 (△5.3)	800 (△3.8)

(参考 国勢調査)

(2) 産業経済の動向

本村の就業人口は、平成 27 年では 883 人で村人口の 44.3%を占めている。

しかし、平成 17 年 1,162 人、村人口 47.1%と較べると 10 年間で 279 人、24.1%の減少となっている。これを就業構造別に見ると第 1 次産業人口は、平成 17 年 331 人、構成比 28.5%が平成 27 年には 218 人、構成比 24.7%と 113 人の減となっている。第 2 次産業は 257 人から 121 人、第 3 次産業は 574 人から 543 人となっている。

生産額の推移を見ると平成 29 年 28 億 1,400 万円が平成 30 年には、27 億 5,400 万円となっており、年平均の伸び率は△2.1%となっている。

産業別で見ると平成 29 年は第 1 次産業 14.5%、第 2 次産業 8.4%、第 3 次産業 77.1%が平成 30 年には、第 1 次産業 14.9%、第 2 次産業 5.9%、第 3 次産業 79.2%と第 1 次、第 3 次産業が増加し、第 2 次産業が減少している。

就 業 人 口 の 指 標

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 13 年
就業人口 (増減)	1,492 (△1.5)	1,377 (△7.7)	1,162 (△15.6)	975 (△16.1)	883 (△9.4)	800 △9.4
第 1 次産業 (増減) (構成比)	537 (△11.8) (36.0)	433 (△19.4) (31.5)	331 (△23.6) (28.5)	272 (△17.8) (27.9)	218 (△19.9) (24.7)	170 (△22.0) (21.3)
第 2 次産業 (増減) (構成比)	349 (12.2) (23.4)	332 (△4.9) (24.1)	257 (△22.6) (22.1)	151 (△41.2) (15.5)	121 (△19.9) (13.7)	100 (△17.4) (12.5)
第 3 次産業 (増減) (構成比)	606 (1.8) (40.6)	612 (1.0) (44.4)	574 (△6.2) (49.4)	552 (△3.8) (56.6)	543 (△1.6) (61.5)	530 (△2.4) (66.2)

(参考 国勢調査)

■産業別純生産額の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
第一次産業	536	559	442	406	411
第二次産業	371	307	297	237	161
第三次産業	2,072	2,126	2,152	2,171	2,182
計	2,979	2,992	2,891	2,814	2,754

第 2 章 姫島村の振興計画 総論

「水産業と観光と IT の村づくり」を目指して

姫島村は、瀬戸内海の西端大分県国東半島の北 5 km の海上に浮かぶ、面積 6.99 ㎢、人口約 1,800 人の、大分県唯一の一島一村の離島である。

歴史的にも由緒ある島で、石器時代には姫島で産出された「黒曜石」が矢じりや石斧等の材料として重宝され、九州ばかりでなく広く中国・四国地方の遺跡などから出土されている。

また、「古事記」や「日本書紀」にも姫島に関する記述が載っている。

時代が下がって明治維新前後には「馬関戦争」や「長州征伐」の舞台として姫島が登場し、伊藤博文、井上馨、勝海舟が来島した記録が残っている。

本村は、昭和 32 年に離島振興法、昭和 37 年に辺地法、昭和 45 年に過疎法の適用をそれぞれ受け、漁港、港湾の整備と漁業資源の保護育成等漁業の振興を図ったのをはじめ、「本土並みの生活」をめざして村民生活の向上と社会資本の充実に力を注いだ結果、「光」、「水」、「医療」という離島が直面する三つの課題はほぼ解決済みである。

さらに、下水道整備、光ファイバー網等情報基盤の整備充実、診療所を核とした保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括医療・ケアの推進等、村民の生活環境も向上している。

また、これまで、基幹産業である沿岸漁業と車えび養殖の振興を図るとともに、本村の歴史、文化と豊かな自然を活用した観光の振興を図ってきた。そのなかで、瀬戸内海国立公園への編入、国の天然記念物「姫島の黒曜石産地」、国選択無形民俗文化財「姫島の盆踊」に続き、平成 25 年 10 月、「おおいた姫島ジオパーク」が日本ジオパークに、令和 3 年 3 月に、「瀬戸内海姫島の海村景観」が国の重要文化的景観に選定された。そして、近年、「姫島 IT アイランド構想」のもと、IT による村づくりも進めている。

しかしながら、昨今の村を取り巻く環境は、人口減少、過疎、少子高齢化、沿岸漁業の不振、雇用の場の不足等、大変厳しい状況にある。

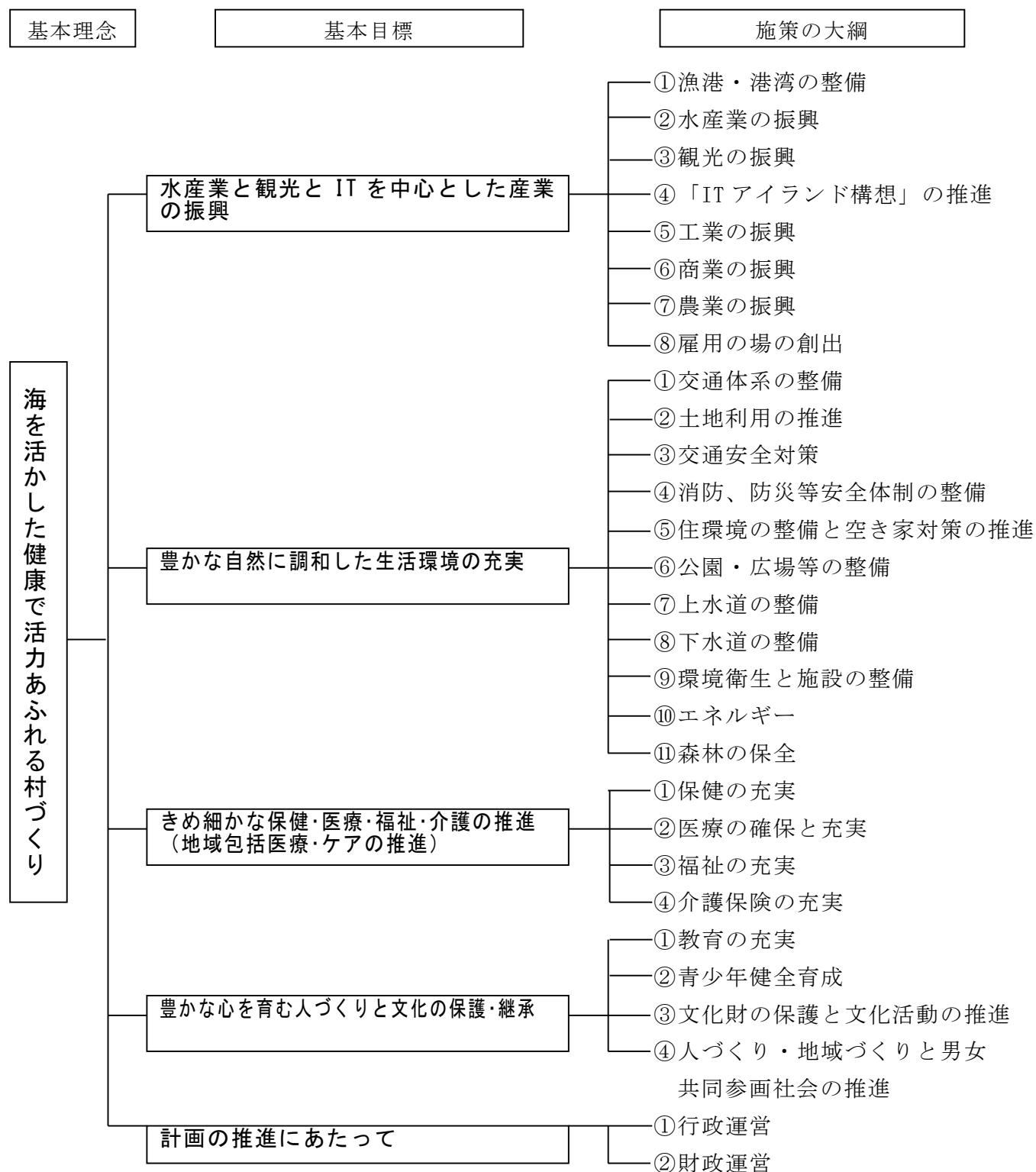
また我が国の社会経済情勢も、生活様式の多様性、高度情報化社会の進展、環境問題への関心の高まり、新型コロナウイルスへの対応等大きく変化してきている。

このような課題に対処するため「海を活かした健康で活力あふれる村づくり」を基本理念に、「水産業と観光と IT の村づくり」をスローガンに掲げ、「水産業と観光と IT を中心とした産業の振興」「豊かな自然に調和した生活環境の充実」「きめ細かな保健・医療・福祉・介護の推進」「豊かな心を育む人づくりと文化の保護・継承」を基本目標として、人情味あふれる、豊かな住みよい村づくりを目指す。

第3章 施策の大綱

村づくりの4つの基本目標を実現するため、施策の大綱を次のように構成し、総合的、計画的に施策を推進する。

村づくりの施策体系図



第4章 水産業と観光とITを中心とした産業の振興

1. 漁港・港湾の整備

水産業を基幹産業とする本村にとって、漁港・港湾の整備は不可欠である。

本村の漁港は、西浦、北浦、東浦（大海、金、稲積）の3漁港（5地区）があり、漁港整備計画に基づき、整備がすすめられてきた。

今後は、既存施設の長寿命化を図るため策定した「機能保全計画」に基づく保全整備を図る必要がある。

姫島港は、村民唯一の生活の足である村営フェリーの発着港であり、生活港、産業港としての役割を果たしている。

しかし、伊美港口は冬期風浪の影響によりフェリーが欠航することがあり、その対策が求められている。

また姫島港松原地区、南浦地区は漁船泊地としての役割を果たしている。

今後も既存施設の点検や保全整備を適切に行い、施設の長寿命化を図っていく。

2. 水産業の振興

本村は離島で、沿岸漁業と車えび養殖を二大産業とする典型的な漁業立村であり、村内の経済はこの水産業に大きく依存している。

このため、漁業生産関連施設の整備や魚礁、増殖場の整備等を積極的に行ってきたが、漁船の高速化等装備の近代化や漁労技術の進歩に伴い、漁場の狹隘化や乱獲、そして温暖化により、漁業資源は減少している。

今後は、引き続き漁業関連施設の整備や魚礁、増殖場の整備等を進め、漁業者の資源管理への意識改革を図るとともに、より一層の漁場造成や藻場の保全、種苗の放流を推進し、漁業資源の回復に努める必要がある。また、水産加工を積極的に推進し、水産物に付加価値をつけるとともに販路拡大により漁家所得の向上と雇用の拡大を図る。

新規就業者については、国、県の制度を活用して人材の確保を図る。

車えび養殖は、安定した生産量の確保を図るため、ウイルスの発生防止対策に全力を傾注するとともに、設備機能を強化した新たな種苗生産施設の整備を行う。また、真空パック等の加工体制の整備拡大を進め、売上高の増大を図る。

3. 観光の振興

本村は、豊かな自然とともに歴史、文化遺産も多く、訪れる人々に自然と人情に親しみのもてる観光をすすめてきた。

観光客の大半は、本村で水揚げされる新鮮な魚介類や姫島車えび等のグルメと、ジオパークやアサギマダラを中心とした自然・景観を求めている。

今後は、「姫島おさかな祭」「姫島車えび祭」などの交流型イベントや「ト

レッキング」などの体験型プログラム、姫島女将の会による「食のフェア」を推進する。また、「姫島盆踊り」など、従来からの地域資源や「おおいた姫島ジオパーク」、渡り蝶の「アサギマダラ」などを活かした施策を推進する。

さらに、拍子水温泉（健康管理センター）や姫島海水浴場、矢筈岳などの観光資源の活用促進を図るとともに、特産品の開発など、水産加工グループや地域づくりグループとの連携による観光振興を図る。

また、村内各所に整備しているフリーWi-Fiを活用して、リモートワーク、ITフリーランス、またワーケーションでの移住交流人口の増加を図る。

4. 「IT アイランド構想」の推進

本村は、離島というハンディを克服するため、平成 16 年に村内全域にケーブルテレビ網の整備を行い、「ケーブルテレビ姫島」を開設した。

「姫島村 IT アイランド構想」のもと、平成 29 年から令和元年にかけて、姫島 IT アイランドセンターを整備し、オフィス 7 部屋とコワーキングスペースを整備した。現在、2 社 1 団体が入居し、雇用の場、移住者の増加に繋がっている。令和 3 年には、「姫島 IT アイランド構想」のもと、光ファイバー網の高速化等情報通信基盤の整備事業を実施した。

今後も、姫島 IT アイランドセンターへの IT 企業の誘致を推進する。情報通信システムは、常に新しい技術が導入されていることから、これに対応しながら情報通信システムの整備に努める。

5. 工業の振興

本村の工業は、土木や建築業、造船業、縫製業等により構成されている。

長引く経済不況による景気低迷は、本村の産業にもダメージを与え、その経営規模の縮小や見直しを余儀なくされている。

今後は、既存企業の経営基盤の充実、安定を図るとともに、若年層の定着化、UIJ ターンの促進のため、本村の実情に適した企業誘致を推進し、就業機会の確保を図る。

6. 商業の振興

本村の商業は殆んどが小規模店舗で、経営者の高齢化により、商品の品揃えや価格形成等にも限界がある。

そのため、村内での購買欲の低下が進み、交通の利便性の向上などから、村外や通信販売等による購入も多く、村内の商店に大きな影響を及ぼしている。

今後は、プレミアム商品券の発行等による地元商店の活性化や経営者の意識改革と経営体質の改善を進め、村内の消費喚起を図るとともに、商工会を中心に各商店が一体となった魅力ある地域商業の振興に努める。

7. 農業の振興

本村の農業は兼業による農業で、主に女性が担ってきたが、農業従事者の高齢化や女性の社会進出によって肥培管理ができなくなり、農地の遊休・荒廃化が進んでいる。

農産物の自給率向上や換金作物としてのニンニク、玉ネギ、甘しょ等の作付け面積の拡大と品質管理、栽培技術等の向上、地域農産物を利用した特産品づくりを推進する。

達磨地区に整備された圃場に関しては、農協、老人クラブと協力し、一定規模の作物及び花等の景観作物の作付けを行い、貴重な農地の確保を図る。

また、近年は外部から流入したイノシシによる被害が問題となっている。このため、平成 30 年から村が有害鳥獣駆除を行っている。

8. 雇用の場の創出

若年層の流出を防ぎ、人口の増加を図るためには、安定した雇用の場の確保・創出を図る必要がある。

今後も、ワークシェアリングの継続、ジオパークなど新たな観光振興、漁業後継者の育成・確保、水産加工及び地域おこし協力隊制度の活用による雇用の場の創出に努める。

第5章 豊かな自然に調和した生活環境の充実

1. 交通体系の整備

本村の集落は、中心部の西浦、北浦、南浦、松原の4地区と、山間部の大海、金・稲積の2地区によって構成されている。各集落間は、20分以内に到達できる距離にある。

県道は、稲積姫島港線、北浦姫島港線、西浦姫島港線の3路線があり、舗装率は100%で、適切な維持管理を行っていく。

村道は、36路線があり、平均舗装率は86.5%と高いが、今後も計画的な改良補修や橋梁・トンネルの定期的な点検と点検結果に基づく補修を行っていく。

本土とを結ぶ唯一の交通機関である村営フェリーは、第一姫島丸、第二姫島丸の2隻で運航している。姫島港、伊美港のフェリー発着施設（岸壁、可動橋）や、姫島・伊美港船客待合所も整備され、安定した運航がなされている。

今後は、老朽化が進む第一姫島丸の代替船建造と、姫島・伊美港船客待合所の適切な維持管理に努め、より一層の安全運航を図る。

村内の交通手段として、村内外の人を対象に、村営の村内巡回無料バスを1日6便運行している。また民間の電気自動車のレンタカーがある。

2. 土地利用の推進

本村は、海に囲まれ総面積は、6.99㎢と狭い。したがって、快適な生活環境、自然環境の保全等に配慮しながら、限られた資源である土地の適正かつ有効な利用を図る。

3. 交通安全対策

交通安全については、関係団体・機関との連携のもとに、交通安全思想の徹底を図るとともに、道路や交通安全施設等の維持管理に努め、村民と一体となって交通安全対策を推進する。

4. 消防、防災等安全体制の整備

村民が安全で快適な暮らしを確保するため、適宜、地域防災計画の見直しを行い、消防、防災体制の確立を図っていく。

消防については、防火意識の徹底と火災発生時に迅速かつ的確に対応するため消防設備の整備、団員OBの協力による地域防災力の確保等の対応を行うとともに、常備消防を委託している国東市消防署（国東市消防本部）との連携を密にし、消防体制のより一層の充実を図る。

防災については、今後想定される南海トラフや周防灘活断層地震による地震、津波等の自然災害発生時の防災体制の確立を図るとともに、災害にそな

えた支援づくりに努める。

5. 住環境の整備と空き家対策の推進

本村には現在、村営住宅 16 棟 46 戸と県営住宅 1 棟 9 戸が建設されている。

今後は、老朽化した村営住宅の補修等、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理に努める。

また、本村の空き家の状況は、令和元年度には 119 件となっている。空き家は、所有者等が適正な管理を行わず、老朽化が進むことにより、倒壊の危険、害虫の発生、雑草の越境など、近隣住民等の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があり課題となっている。今後の対策としては、地域の実情に応じて、地域活性化等の観点から空き家の有効活用を図るとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家については除却等の対策を行う。

6. 公園・広場等の整備

本村には、大小あわせて 20 ヶ所の公園・広場があり、村民の運動、レクリエーションや子ども達の遊び場として活用されている。また、災害時の避難場所として欠くことのできない施設であり、村民生活に果たす役割は大きい。

今後は、これら公園・広場の施設設備を適切に維持管理し延命化を図るとともに、利用率向上の方法を検討し、施設の有効活用や村民の利便性の向上を図る。

7. 上水道の整備

本村の上水供給は、簡易水道によって行っており、普及率は 100% で、1 日の平均上水使用量は約 600 m³ である。

上水道の水源は、約 160,000 m³ の貯水能力のある 2 つのダムと 1 つのため池、及び 1 日 330 m³ と 75 m³ の取水能力のある、2 ヶ所のボーリング設備である。

今後も良質水の安定供給を行うため、関連施設の適正な維持管理を行う。

また、災害時に対応するため、非常用発電設備の設置を検討する。

8. 下水道の整備

本村の下水道普及率は 100% で、加入率は 95.3% となっている。

今後も未加入世帯の加入を促進し、加入率 100% を目指すとともに、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の適切な維持補修を行う。

未加入世帯のし尿処理については、平成 24 年 3 月に完成した、し尿投入施設で前処理を行い、下水道処理施設に投入している。

9. 環境衛生と施設の整備

生活雑排水については、95% を超える世帯が下水道に加入し、改善されて

きているが、下水道未加入世帯の排水対策を行う。

ごみ処理については、令和 3 年に施設の更新を行い、構造基準、維持管理基準に適合した焼却施設で処理しているが、適正な稼働を維持するために、今後ごみの減量化を図るとともに、施設の適切な維持補修を行う。

空き缶の散乱防止やリサイクルの取り組みとして、昭和 59 年より実施しているデポジット制度は先駆的なシステムとして、他地域に誇れる制度であり、今後とも制度の維持、発展に努める。

火葬場については、平成 13 年に環境保全に配慮した無煙無臭の衛生的な施設が建設され利用されており、今後も適正な維持管理に努める。

墓地については、共同墓地を整備済であるが、一部では狭隘化しており、整備を検討する。

10. エネルギー

非常時のエネルギー確保や地球温暖化対策が求められる時代において、再生可能エネルギーの重要性が高まっている。

本村の自然景観やその保全に配慮し、本村の特性にあった再生可能エネルギーの方向性や導入について検討する。

11. 森林の保全

本村の総面積は 699ha で、森林が 254ha (36.3%) を占め、この大部分を占めていた村木の黒松は、昭和 59 年に村内全域で発生した松くい虫の被害を受け、被害木の伐倒駆除等による防除対策を実施し、現在、被害は大幅に減少している。

今後とも、自然環境の保全及び水資源の涵養等の森林の有する公益的機能が十分発揮できるよう、松くい虫被害対策を継続するとともに、下刈りを行う等、森林保全を図る。

第 6 章 きめ細かな保健・医療・福祉・介護の推進 (地域包括医療・ケアの推進)

1. 保健の充実

本村では、住民の健康管理・健康増進とともに疾病の予防と早期発見に重点をおき、特定健康診査・健康診査、特定保健指導を実施している。今後も引き続き、特定健康診査等を中心に各種健康相談、健康教育、指導等を実施するとともに、特定健康診査等の充実と受診率の向上、保健思想の普及等、総合的な健康づくり対策を医療と連携しながら推進する。

2. 医療の確保と充実

離島である本村にとって、いつでも必要なときに医療が受けられる体制づくりは不可欠である。このような観点から、昭和 32 年に開設された国保診療所は昭和 56 年に医療の質的向上を図るため施設の改築、医療機器等の整備を行った。

昭和 58 年には、県からの医師派遣による複数医師体制が実現する等スタッフの体制も整い、充実した医療が提供できるようになった。

平成 16 年から平成 17 年にかけて、施設の老朽化や診療科目の増加に伴う施設の狭隘化のため、大規模な増改築を行い施設の充実を図っている。

今後も、少子高齢化の進展、疾病構造の変化や医療の高度化等による、村民のニーズに対応するため、医療機器等の整備や中核病院との連携強化により医療体制の充実を図るとともに、診療所を中心とした保健・医療・福祉・介護の多職種連携による地域包括医療・ケアの実践を推進し、離島医療の一層の充実に努める。

また国、県と連携のもと、新型コロナウイルスの感染、拡大防止対策に努める。

3. 福祉の充実

全ての村民が、心身ともに健康で、安心して毎日を送れる生活を望んでいる。

また、高齢者や障がいのある人が自立し、自らの能力を生かして社会の中で活躍し、生きがいを持って暮らせるよう支援を行う。

このため、村民の主体的な健康づくりに対する支援や保健・医療と連携し、また「ユニバーサルデザイン」の導入を図ることにより、全ての人が安心していきいきと暮らせる村づくりを進める。

(1) 高齢者福祉の推進

平成 11 年度に介護保険事業計画を盛り込んだ「老人保健福祉計画及び介護

保険事業計画」を策定した。その後、3年ごとに計画の見直しを行っている。
今後は、この計画に基づく事業の円滑な推進を図りながら、高齢者福祉の充実を図る。

(2) 生活支援ハウス「姫寿苑」

「姫寿苑」は、村内の高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう、居住機能や介護支援機能及び交流機能を合わせもった施設として、平成3年5月にオープンし、平成16年に利用者の増加に伴い大規模な増築工事を行った。保健・医療・福祉・介護の連携のなかで居住や短期居住、デイサービス、ホームヘルプサービス等を提供している。

令和3年4月から、居住部門を地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に転換し、よりよいサービスの充実を図っている。

今後は、より地域に密着した介護サービスを提供するため、利用者の状況に沿ったサービスの提供に努めるとともに、快適な利用環境の確保のため、施設の適切な維持・整備を図る。

(3) 障がい者福祉

本村における障がい者福祉は、医療費助成、補装具給付及び障がい福祉サービス等の自立支援事業を主としている。

施設については、対象者数や需要動向等から専用施設を有していないため、共同生活援助（グループホーム）、施設サービス等について、村外の施設を利用している。

今後とも現行施策のより一層の充実を図るとともに、健常者と共生できる社会を構築していく。

(4) 児童・ひとり親家庭福祉

女性の社会進出により児童保育の需要が高まるとともに、保育のニーズも多様化しており、従来の定期的な保育に加え、一時的保育や広域保育を実施するとともに、地域子育て支援センターを開設し、育児相談や交流の場の提供及び交流の促進を図っている。

また、保育料等を完全無償化し、未就学児がいる家庭に対する経済的負担の軽減も図っており、今後もニーズに応じた保育サービス等の充実を図る。

令和3年に開設した子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター等により、子育て家庭等からの相談に応じ必要な支援を行う。

児童虐待については、平成23年4月に設置した姫島村要保護児童地域対策協議会等により、関係者との情報を共有し、早期発見・適切な保護を図る。

(5) その他福祉

生活困窮家庭については、民生委員・児童委員や県福祉事務所等との連携

のもと、常に状況の把握に努め指導・相談活動を行い必要に応じ適正保護等の援助を行うとともに、社会的自立をめざし生活意欲の喚起を促していく。

4. 介護保険の充実

本村では、生活支援ハウス「姫寿苑」と村国保診療所が介護サービス事業者の指定を受け、訪問介護、訪問看護等各種サービスを提供している。

また、民間の認知症対応型グループホームが村内に開設され、認知症高齢者に対する住み慣れた場所での支援が可能となった。

保険料については、県内で一番低い保険料で推移している。

今後も、増加が見込まれる認知症高齢者や、多様化するニーズに応じて、より一層介護サービスの充実に努める。

第7章 豊かな心を育む人づくりと文化の保護・継承

1. 教育の充実

教育は人づくりの基本であり、地域、家庭、学校が一体となって、国際化、情報化、少子高齢化、価値観の多様化など、社会状況の変化に対応し、次代を担う人材の養成に努める。

学校の児童生徒については、「生きる力」を育む学力の向上（知）、豊かな人間性の育成（徳）、健康や体力の保持・増進（体）を基本とした学校教育を推進する。

（1）幼児教育

幼稚園は、就学前教育として人間形成の基礎を培う点で、重要な役割を担っている。集団生活の中で、幼児期にふさわしい道德心を身につけるよう指導していく。

また、幼保一貫体制による子育て支援機能充実を目指し、認定こども園設立に向けた検討を行うとともに、小学校との連携による望ましい教育環境づくりに努める。

（2）学校教育

学校教育については、基礎学力の向上と個性を伸ばす教育の充実、体験を通して道德心の育成を図る心の教育や文化活動の推進、健康の増進や体力の向上をめざす学校体育・健康教育の充実を図り、「生きる力」を育む人づくりを目指す。

本村の貴重な文化遺産を守り、ふるさとを愛するジオ学習、ジオ交流、「1人1台端末」を活用した新しい学習環境づくりを通して、特色ある学校づくりを推進する。また、幼・小・中が相互の連携と交流を深め、開かれた学校づくりに努める。

（3）社会教育

近年、急速な技術革新、国際化、情報化、価値観の多様化等、社会が大きく変化する中で、一人ひとりが自ら積極的に学び、自己の充実や生活の向上を図る学習機会の提供を行っていく。

このため公民館、離島センター、図書室、学校施設の有効活用と、指導者の確保・養成を図る。

（4）社会体育

姫島運動公園や軽スポーツセンターの利用促進を図るとともに、各種スポーツ指導者の養成や確保を目指し、村民が生涯を通してスポーツ活動に親しめるように、「競技的な活動」から「誰もが取り組みやすい運動」までの幅広

いスポーツを推進していく。

2. 青少年健全育成

姫島村青少年健全育成村民会議を中心に家庭、学校、地域及び関係機関が一体となって、明日の姫島を担うたくましい青少年を育む諸活動を、積極的に推進していく。

3. 文化財の保護と文化活動の推進

村内には、国選択無形民俗文化財「姫島の盆踊」をはじめ、各種の伝統行事、国指定天然記念物「姫島の黒曜石産地」、国選定重要文化的景観「瀬戸内海姫島の海村景観」等の文化や文化財がある。これらの貴重な文化や文化財を保護・保存し、後世に伝えるとともに、文化活動の活性化を図る。

4. 人づくり・地域づくりと男女共同参画社会の推進

魅力ある地域づくりを推進するためには、人材の育成が不可欠である。

今後とも青年団、婦人会、老人クラブ、商工会青年部、水産加工グループ、村おこしグループ等、各種団体の活動を積極的に支援し、人材の育成に努める。

また、男女共同参画社会の推進を図る。

第 8 章 計画の推進にあたって

1. 行政運営

国の厳しい財政状況や施策・方針の変化等、現下の経済情勢を踏まえ、住民ニーズの多様化・複雑化に的確な対応ができる行政組織づくりに努める。

平成の大合併に参加せず、一郡一村となり、離島という特殊な立地条件のもと、国・県等の施策・方針・動向を見極めながら安定的な行政サービスの提供を行う。

2. 財政運営

自主財源の確保と財政規模の適正化に努め、限られた財源の効率的な配分と経常経費の節減に努め、財政運営に取り組む。

第 1 章 水産業と観光と IT を中心とした産業の振興

第 1 節 港湾及び港湾海岸の整備

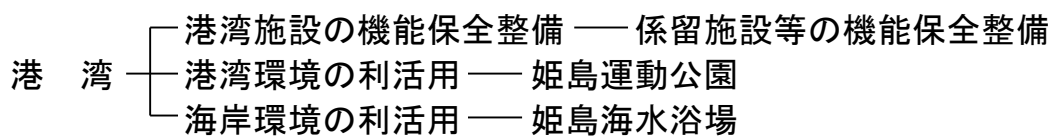
1. 現状と課題

姫島港は、本村の海上交通の拠点であり、村民唯一の生活の足である村営フェリーが就航する等、生活港、産業港としての役割を果たしている。

しかし、伊美港港口付近は、特に冬期風浪の影響が大きく、欠航を余儀なくされることが多く、離岸堤等冬期風浪対策が必要である。

また、本港の松原地区、南浦地区の漁船泊地においては、施設の老朽化が進んでいるため、係留施設等の機能を保全するための適切な維持管理が求められている。

(施策の体系)



2. 施策の方向

村営フェリーや漁船が台風時でも安全に係留できる施設整備を図る。

また、大規模災害時の住民避難・スポーツ交流の場としての姫島運動公園、姫島海水浴場の利活用を図る。

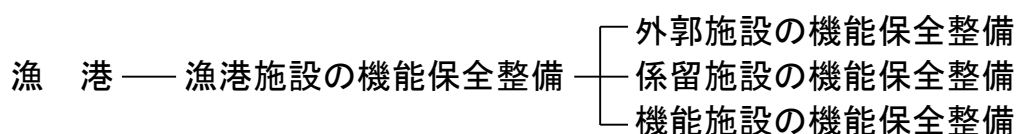
第 2 節 漁港の整備

1. 現状と課題

現在、3 漁港（5 地区）があり、漁港整備計画に基づき整備が進められてきた。

また、平成 22～24 年度に既存施設の長寿命化を図るための漁港機能保全計画を策定し、計画に基づく保全整備を図っているが、当初の機能保全計画策定から 10 年が経過しており、計画の見直しが必要である。

(施策の体系)

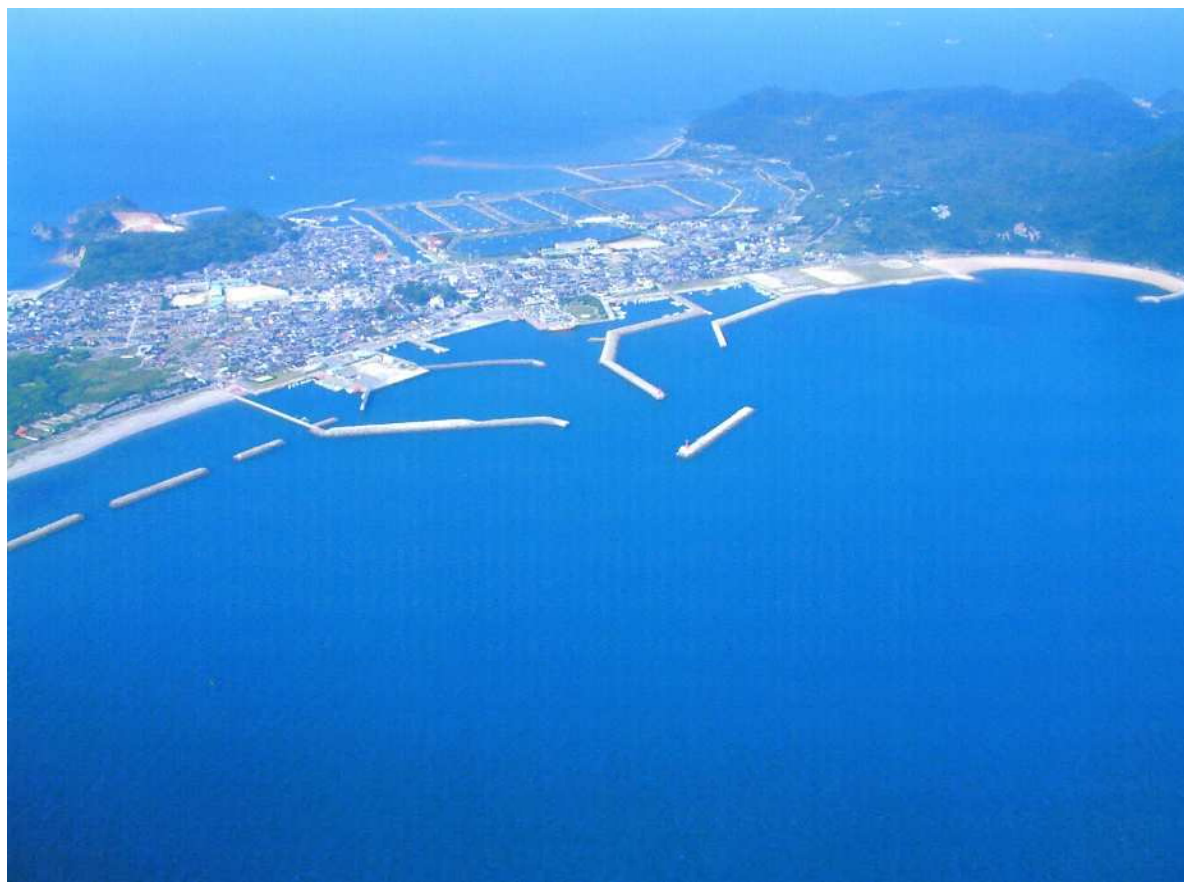


2. 施策の方向

西浦漁港及び北浦漁港は、機能保全計画の見直しを行い、保全整備を図る。

東浦漁港は、見直された「機能保全計画」に基づき計画的な保全整備を図る。

姫 島 港



(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

漁業協同組合名	組 合 員 数		
	総数	正組合員	準組合員
大分県漁協姫島支店	47	27	20

(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

漁 船 数	動 力 漁 船		
	総 数	3 t 未満	3 t ～5 t
	51	33	18

西 浦 漁 港



(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

漁業協同組合名	組 合 員 数		
	総数	正組合員	準組合員
大分県漁協姫島支店	26	20	6

(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

漁 船 数	動 力 漁 船		
	総 数	3 t 未満	3 t ～5 t
	35	16	19

北 浦 漁 港



(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

漁業協同組合名	組 合 員 数		
	総数	正組合員	準組合員
大分県漁協姫島支店	12	6	6

(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

漁 船 数	動 力 漁 船		
	総 数	3 t 未 満	3 t ～ 5 t
	20	15	5

東 浦 漁 港（大 海）



（令和３年３月３１日現在）

漁業協同組合名	組 合 員 数		
	総数	正組合員	準組合員
大分県漁協姫島支店	21	18	3

（令和３年３月３１日現在）

漁 船 数	動 力 漁 船		
	総 数	3 t 未満	3 t ～5 t
	28	17	11

東 浦 漁 港（ 金 ）



（令和 3 年 3 月 3 1 日現在）

漁業協同組合名	組 合 員 数		
	総数	正組合員	準組合員
大分県漁協姫島支店	11	10	1

（令和 3 年 3 月 3 1 日現在）

漁 船 数	動 力 漁 船		
	総 数	3 t 未満	3 t ～5 t
	16	8	8

東 浦 漁 港（ 稲 積 ）



（令和 3 年 3 月 3 1 日現在）

漁業協同組合名	組 合 員 数		
	総数	正組合員	準組合員
大分県漁協姫島支店	20	16	4

（令和 3 年 3 月 3 1 日現在）

漁 船 数	動 力 漁 船		
	総 数	3 t 未満	3 t ～5 t
	25	12	13

第3節 水産業の振興

1. 現状と課題

本村の基幹産業である漁業は、恵まれた漁業環境をさらに活かすため、魚礁、増殖礁の設置等、漁場の整備拡大、漁業生産関連施設整備を積極的に行うとともに、漁業者においても漁船装備の近代化等、生産性の向上に努めてきた。

その反面、漁船の高速化による漁場の狭隘化や過当競争による乱獲を招き、漁業生産が年々減少し、資源も減少傾向にある。さらに、近年の輸入水産物の増加や燃油価格の高騰、長引く不況と新型コロナ禍による魚価の低迷とが相まって、漁業経営は厳しい状況にある。

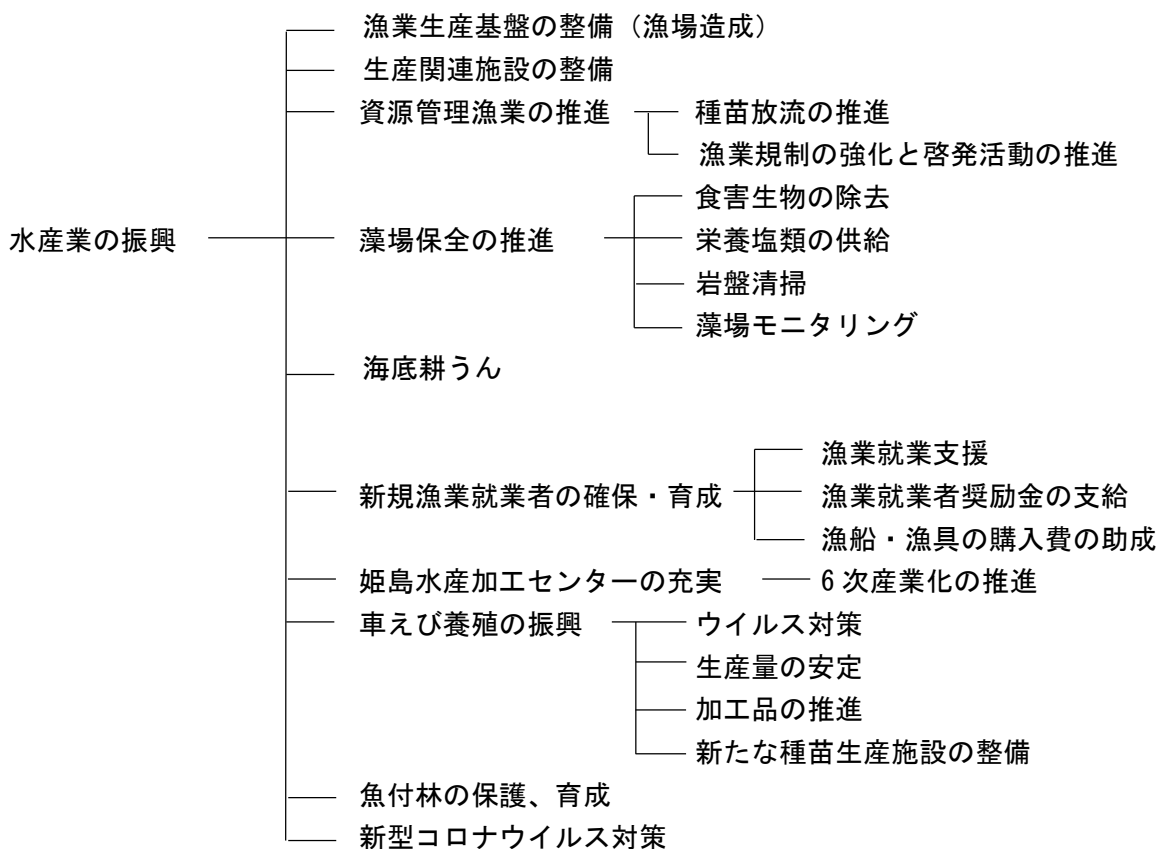
このような事態に対処するため、引き続き漁場造成や漁業関連施設の整備・充実を推進し、漁業者の資源管理等への意識改革を図るとともに、種苗の放流や漁業規制の徹底等の資源回復、資源増大に向けた取り組みや魚付林の保護、育成に努める必要がある。

6次産業化を推進し、漁家所得の向上と雇用の拡大を図っていくことが必要である。

新規就業者対策は、国、県の制度を活用して漁業就業者奨励金の支給や漁船、漁具等の購入費の助成を行う等、人材確保に努める。

車えび養殖は、安定した生産量の確保を図るため、ウイルス対策に努め、業績向上を図る必要がある。

（施策の体系）



2. 施策の方向

本村の基幹産業である水産業振興のため、漁場造成や藻場の保全、海底耕うん、藻類養殖の推進と漁業関連施設の整備・充実に努めるとともに、漁業者の意識改革を図り、資源管理型漁業を推進する。漁業後継者対策については、漁業就業者奨励金の支給や漁船・漁具の購入費を助成する等、人材の確保・育成を図る。

水産物に付加価値を付け漁家所得の向上と雇用の拡大を図るため、姫島水産加工センターにレトルト殺菌装置や3Dフリーザー等の新たな高性能の加工機器を整備した。今後は、常温商品や鮮度を保持した冷凍商品等の新たな土産品を開発し、6次産業化を更に推進する。

車えび養殖業については、ウイルス対策に努め、生産の回復・増大を図るとともに、車えびの真空パックの高度化等、販売の多様化を図り、売上高の増大を目指す。また、新たに種苗生産施設の建設に着手し、設備機能の強化、業務の効率化及び健全な種苗生産による生産量の安定化を図る。

新型コロナウイルス等により、経営が悪化している漁業者を支援するため、国・県と連携して、助成金の支給等支援していく。

1) 漁場の整備

資源の保護、繁殖のための漁場造成を計画的に実施し、漁業生産の増大と漁家所得の向上を図る。

2) 漁業生産関連施設の整備

沿岸漁業経営構造改善事業の計画的推進により、流通改善のための施設整備・補修、漁船漁業近代化施設等の充実を図り、漁家の経費削減と利便性の向上に努める。

3) 種苗放流の推進

減少傾向にある水産資源の回復・増大を図るため、種苗の育成や放流を積極的に行う。

4) 漁船漁業

漁協を中心に漁業者の意識改革を図り、資源管理型漁業を推進し、魅力ある安定した漁業の実現に努める。

5) 漁業後継者の確保・育成

中学生等に水産教室を実施し、体験をとおして本村の漁業の実態を理解させるとともに、新規就業者を組合、行政が一体となって支援し、次代を担う後継者の育成を図る。

6) 姫島水産加工センターの利活用の推進

水産物に付加価値を付け、漁家所得の向上と雇用機会の創出を図るため、新たな加工品の開発等、水産加工を推進するとともに、水産加工センターの整備・充実を図り、6次産業化を更に推進する。

7) ウイルス防止対策（車えび養殖）

車えび養殖業については、今後も関係機関等の協力を得て、養殖池の機能低下の改善やウイルス対策に努め、生産量の回復・増大と雇用機会の創出を図る。

8) 魚付林の保護、育成

松くい虫被害木伐倒処理や下刈り、植林等による魚付林の保護、育成に努める。

9) 新型コロナウイルス対策

経営悪化している漁業者支援のため、国・県と連携し、助成金等の支給を行う。

■漁業種類別経営体数

(単位：経営体)

年別 区分	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
経営体数	224	185	161	126	113
刺 網	126	118	91	66	59
つ り	149	117	118	80	69
はえ縄	35	64	33	34	25
船びき網	9	6	4	4	4
その他漁業	56	137	60	75	117
養 殖	1	1	1	4	5

(参考 漁業センサス) (※経営体数のみ実数)

■漁業従事者の状況

(単位：人)

内訳		年別	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
総数	男		335	277	237	185	159
	女		158	118	86	65	43
	計		493	395	323	250	202

(単位：人)

内訳		年別	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
年齢別内訳	15～19 才		1	1			
	20～24 才		12	8	2		
	25～39 才		50	37	25	19	7
	40～59 才		224	215	163	97	49
	60～64 才		56	27	45	62	43
	65 才以上		150	107	88	72	103
	計		493	395	323	250	202

(参考 漁業センサス)

■漁船漁業・養殖漁業の漁獲量

(単位：t)

内訳		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
漁船漁業			445	429	435	487	346
養殖漁業			49	55	112	132	123
計			494	484	547	619	469

(参考 大分県漁業協同組合姫島支店、姫島車えび養殖㈱資料)

■魚種別漁獲量及び漁獲金額の推移

(単位：t、千円)

年度 魚種	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
かれい類	28	38,010	18	25,662	17	26,866	17	24,885	16	20,570
太刀魚	48	45,443	40	38,111	41	24,724	49	40,035	15	11,417
まだい	13	8,948	13	8,959	13	7,545	11	6,463	14	8,912
さわら類	9	8,967	3	3,408	6	6,065	14	11,400	2	2,178
すずき	22	25,589	23	22,734	11	13,341	7	6,905	9	7,652
その他の魚種	103	101,525	81	93,505	85	98,876	89	94,460	55	53,059
小 計	223	228,482	178	192,379	173	177,417	187	184,148	111	103,788
車えび	5	38,215	6	42,052	7	46,270	9	47,076	5	26,989
いか・たこ	56	43,811	37	36,919	50	57,295	81	70,121	85	56,857
その他の水産動物	14	17,046	17	23,468	16	31,141	13	28,922	12	30,460
小 計	75	99,072	60	102,439	73	134,706	103	146,119	102	114,306
貝類	7	5,298	4	3,046	3	3,465	6	4,560	4	3,811
海藻類	21	40,704	63	132,253	52	72,280	44	52,670	39	40,618
小 計	28	46,002	67	135,299	55	75,745	50	57,230	43	44,429
外海	119	168,703	124	174,162	134	181,524	147	201,377	90	96,615
合 計	445	542,259	429	604,279	435	569,392	487	588,874	346	359,138

■大分県及び姫島村漁業種類別年次漁獲量

(単位：t)

地 区	大分県				
年 次	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総 数	35,408	35,278	31,872	31,562	30,830
刺 網	1,243	1,156	1,309	1,033	967
つ り	2,160	2,047	1,970	1,605	1,814
はえ縄	3,473	3,072	2,994	2,602	2,479
船びき網	5,116	6,520	4,273	3,821	4,390
採貝・採藻	956	1,325	2,009	2,043	—
小型定置	1,813	2,189	2,592	2,177	2,382
その他	20,647	18,969	16,725	18,281	18,798

(単位：t)

地 区	姫島村				
年 次	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総 数	471	453	441	435	468
刺 網	130	113	84	90	95
つ り	82	93	103	80	86
はえ縄	130	143	124	145	141
船びき網	2	2	2	1	2
採貝・採藻	15	22	63	53	44
小型定置	－	－	－	－	－
その他	112	80	65	66	100

事 業 名	実施年度	事業費（千円）	事 業 概 要
地域水産物供給基盤整備事業	1 6	84,850	π ブロック 2 t 型 172 個 自然石（1 t 内外） 12,757 m ³
沿岸漁業漁村振興構造改善事業	1 6	17,736	つきいそ 自然石（1 t 内外） 3,000 m ³
地域水産物供給基盤整備事業	1 7	83,700	π ブロック 2 t 型 172 個 自然石（1 t 内外） 12,757 m ³
沿岸漁業漁村振興構造改善事業	1 7	17,190	つきいそ 自然石（1 t 内外） 3,000 m ³
地域水産物供給基盤整備事業	1 8	42,220	π ブロック 2 t 型 86 個 自然石（1 t 内外） 6,378 m ³
沿岸漁業漁村振興構造改善事業	1 8	17,190	つきいそ 自然石（1 t 内外） 3,000 m ³
地域水産物供給基盤整備事業	1 9	42,270	π ブロック 2 t 型 86 個 自然石（1 t 内外） 6,378 m ³
漁村再生事業	2 0	45,700	自然石（1 t 内外） 6,615 m ³
沿岸漁業経営構造改善事業	2 0	17,190	つきいそ 自然石（1 t 内外） 1,500 m ³
漁村再生事業	2 1	40,200	シェルナース磯根資源型 8 基 自然石（1 t 内外） 5,085 m ³
沿岸漁業経営構造改善事業	2 2	10,080	つきいそ 自然石（1 t 内外） 1,500 m ³

第 4 節 観光の振興

1. 現状と課題

本村は、豊かな自然と、国選択無形民俗文化財「姫島の盆踊」、国の天然記念物「姫島の黒曜石産地」、名前の由来であるお姫様にまつわる「姫島七不思議」等に代表される歴史、伝統文化あふれる「詩情と伝説の島」として、また、近年渡

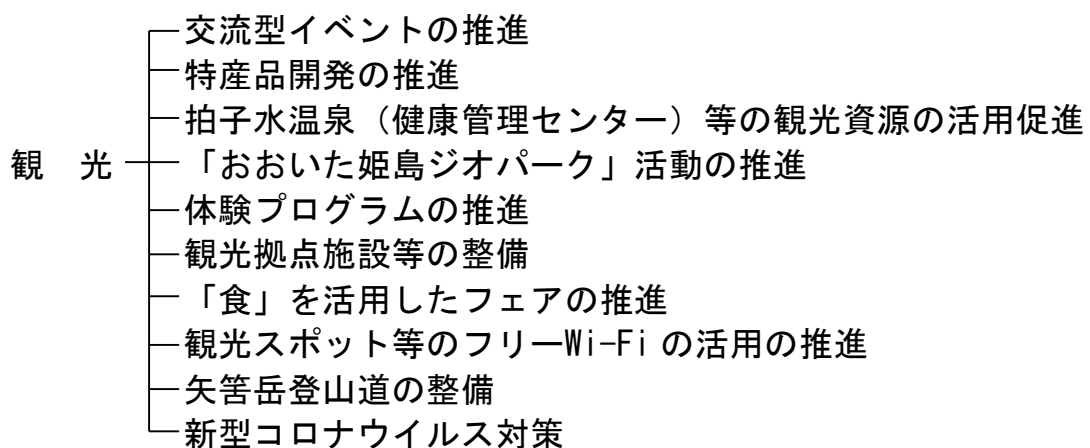
り蝶の「アサギマダラ」の休息地としても知られている。平成25年「おおいた姫島ジオパーク」が日本ジオパークに認定され、令和3年に「瀬戸内海姫島の海村景観」が国の重要文化的景観に選定された。

全国的に有名な姫島車えびや、たい、ひらめ等の豊かな海の幸を活用して、「イベント」や「食のフェア」の開催や「体験プログラム」の実施等により、交流人口の増加を図るとともに、「水産業と観光とITの村づくり」に取り組んでいる。

しかしながら、近年、観光客は減少傾向にあることから、観光に携わる人材の育成、観光資源の更なる充実と積極的な情報発信、及び観光客の受入環境・受入体制の整備等が必要である。

また、新型コロナウイルスにより経営が悪化している観光業者に支援を図る必要がある。

(施策の体系)



2. 施策の方向

- 1) 「姫島盆踊り」「姫島おさかな祭」「姫島車えび祭」等による交流型イベントの推進
- 2) 水産加工グループや地域づくりグループと連携し、特産品の開発などの観光振興の推進
- 3) 拍子水温泉（健康管理センター）や姫島海水浴場、矢筈岳などの観光資源の活用促進
- 4) 「姫島の黒曜石産地」や「おおいた姫島ジオパーク」、「瀬戸内海姫島の海村景観」、渡り蝶の「アサギマダラ」など歴史、文化、自然資源を活用した施策の推進
- 5) 姫島灯台、健康管理センター、海水浴場、キャンプ場などの観光拠点施設の整備による観光客の利用促進
- 6) 地域づくりグループによる「食のフェア」や「トレッキング」などの体験プログラムの開催
- 7) 姫島村の主要観光スポット、施設等に整備したフリーWi-Fiの活用による観光客の利便性の向上や、ワーケーションなどによる交流人口の増加促進
- 8) 新型コロナウイルスにより経営悪化している観光業者を支援するため、国・

県と連携して、助成金の支給等支援していく。

■年度別観光客数

(単位：人)

年 次	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
観 光 客 数	49,209	46,996	46,054	47,324	47,210	31,174

(参考 水産・観光商工課資料)

第5節 「IT アイランド構想」の推進

1. 現状と課題

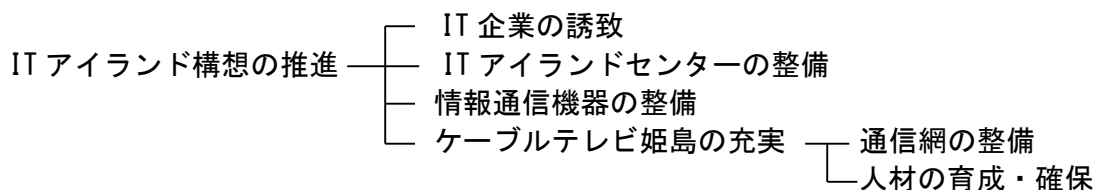
離島の地理的格差を克服する有効な手段として、平成16年に情報通信基盤の整備を行い、村内全域にケーブルテレビ網の整備を行い「ケーブルテレビ姫島」を開設した。

IT企業誘致による村の活性化を図るため、県と連携のもと、「姫島ITアイランド構想」を掲げ、平成29年から令和元年度にかけて、姫島ITアイランドセンターを整備し、オフィス7部屋とコワーキングスペースを整備した。現在、2社1団体が入居し、雇用の場、移住者の増加に繋がっている。今後とも、IT企業の誘致を推進する。

令和3年には、「姫島ITアイランド構想」のもと光ファイバー網の高速化等、情報通信基盤の整備事業を実施した。

情報通信システムは常に新しい技術が導入されていることから、これに対応しながら、情報通信システムの整備を実施し、村民・IT企業をはじめ、利用者の利便を図る。

(施策の体系)



2. 施策の方向

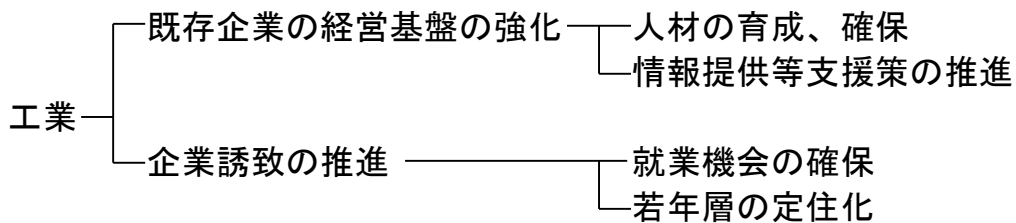
- 1) IT 企業の誘致
- 2) IT アイランドセンターの整備
- 3) 通信網の整備

第6節 工業の振興

1. 現状と課題

本村の工業は、土木、建築業、造船業、縫製業等で構成されている。長引く景気低迷は、本村の産業にも大きなダメージを与えていることから経営基盤の充実、安定を図る。また本村の実情に適した企業誘致を推進し、就業機会の確保を図る必要がある。

(施策の体系)



2. 施策の方向

既存企業の経営基盤の安定・強化と人材の育成、確保等に対する支援や新たな就業機会の創出につながる企業誘致を推進し、就業機会の確保を図る。

- 1) 既存企業の経営基盤安定強化に関する情報提供等支援策の推進。
- 2) 新しい産業の振興を図るため、企業誘致を推進し、若年層の定住化を促進する。

第7節 商業の振興

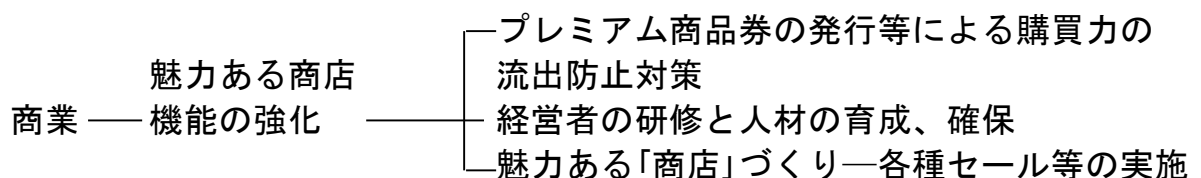
1. 現状と課題

村内の卸小売商店数は、平成19年の64店から令和元年の32店と半減している。商店の殆んどが小規模店舗で経営者の高齢化により、商品の品揃えや価格形成等にも限界がある。

そのため、交通の利便性の向上などから、購買力の村外への流出が進むとともに、通信販売等による購入も多く、村内の商店に大きな影響を及ぼしている。

今後は、購買力の流出対策や村内の消費喚起を図るため、商工会を中心に各商店が一体となった魅力ある地域商業の振興に努めることが必要である。

(施策の体系)



2. 施策の方向

村民の潤いのある豊かな日常生活の向上を図るため、魅力ある商店機能の強化に努めるとともに、商工会を中心に、経営改善、研修等を推進する。

第8節 農業の振興

1. 現状と課題

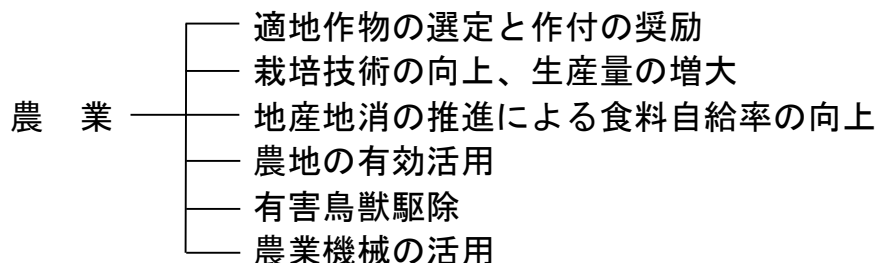
本村の農業は、野菜、甘しょ、麦、果樹等が自家消費用として栽培されているものの、農地の遊休・荒廃化が進んでいる。このような状況の中であってニンニク、玉ネギ、甘しょ等の栽培が小規模ながら定着し、出荷が行われている。

平成24年度～平成27年度に「農業体質強化基盤整備促進事業」で達磨地区の耕作放棄地（約3ha）を整備し、農協・老人クラブが活用している。

また、近年は山間部を中心に村外から侵入したイノシシ対策が必要である。

今後は、農地の保護及び耕作放棄地の解消を図るとともに、現行作物の栽培技術の向上と定着したニンニク、玉ネギ、甘しょ等の作付推進、適地作物を選定し、新たな特産品の開発に努める必要がある。

（施策の体系）



2. 施策の方向

農業就業者の高齢化等により、大幅な規模拡大は望めないが、現況農地を保護するため、イノシシの有害鳥獣駆除を行い、農協に管理委託している農業機械を活用し、省力化に努めるなど耕作放棄地対策に努める。地産地消等による食料自給率の向上を図るため、野菜、果樹等の栽培を推進するとともに、換金作物（ニンニク、玉ネギ、甘しょ等）の作付け面積の拡大と生産量の増大を図る。また、農協をはじめ関係機関と連携し、新規適地作物の導入に努めるとともに、花等の景観作物の作付けを推進する。

■農家戸数

（単位：戸）

年次	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農家戸数	87	75	80	70	73	66

（参考 農林業センサス）

第9節 雇用の場の創出

1. 現状と課題

近年、若年層の流出、出生数の減少により、人口は減少している。人口の流出に歯止めをかけるためには、安定した雇用の場の確保・創出を図る必要がある。

（施策の体系）

雇用の場 —— 安定した雇用の場の確保・創出

2. 施策の方向

雇用の安定と雇用機会の創出を図る。

- 1) ワークシェアリングによる雇用の場の確保
- 2) 観光振興による雇用の場の確保
- 3) 漁業後継者の育成・確保
- 4) 水産加工による雇用の場の確保
- 5) IT企業等の誘致による雇用の場の確保
- 6) 地域おこし協力隊制度の活用による雇用の場の確保

第2章 豊かな自然に調和した生活環境の充実

第1節 交通体系の整備

県道の整備

1. 現状と課題

県道は、稲積地区と姫島港を結ぶ県道稲積姫島港線、北浦地区と姫島港を結ぶ県道北浦姫島港線と西浦地区と姫島港を結ぶ県道西浦姫島港線の3路線が開設されている。今日の車社会の発達に伴い、幅員の狭小化解消のため、平成11年度から平成21年度にかけて大規模な改良拡幅工事が行われた。

今後も適切な維持管理が必要である。

(施策の体系)

道路—— 県道 —— 県道の維持管理

2. 施策の方向

村内の生産活動や生活環境の向上を図るため、県道の適切な維持管理を図る。

- 1) 県道稲積姫島港線維持管理
- 2) 県道北浦姫島港線維持管理
- 3) 県道西浦姫島港線維持管理

■県道の状況

(令和2年3月末現在) (単位：m)

路線名	総延長	改良済延長	未改良延長
西浦姫島港線	730.0	650.0	80.0
北浦姫島港線	720.0	720.0	0.0
稲積姫島港線	5,136.0	5,136.0	0.0

(参考 大分県道路現況調書)

村道の整備

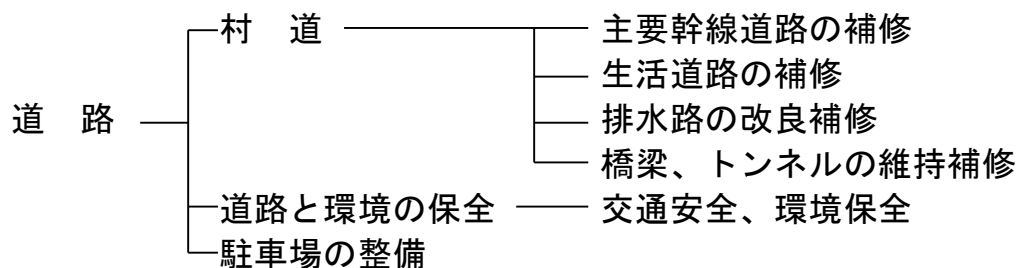
1. 現状と課題

村道は、各集落及び主要施設を結び、村民生活、産業の振興の基盤としての役割を果たしている。

現在の道路施設や橋梁、トンネル等は、整備後年数が経過しているため、点検及び長寿命化計画に基づいた維持管理が必要となっている。

また、近年の豪雨等による土砂災害対策で、大海稲積線の危険区域で法面对策を実施しており、早期完成を図る必要がある。

（施策の体系）



2. 施策の方向

生活環境向上のため道路整備事業として、次の施策を実施する。

- 1) 主要幹線道路の災害防除対策
- 2) 村道の舗装補修の促進
- 3) 集落内の道路や排水路の改良補修
- 4) 橋梁長寿命化修繕計画に基づく整備
- 5) トンネル長寿命化修繕計画に基づく整備
- 6) 駐車場の整備

■村道の状況

（令和3年3月末現在）（単位：m、ヶ）

内 訳 種別	実延長	実延長の内訳									面積				
		規格 改良済 延長	未改良 延長	種類別延長						路面別内訳		車道路	道路部	道路敷	橋梁部
				道路 延長	種類別		トンネル		砂利道	舗装道					
					個数	延長	個数	延長			延長				
1 級	10,175	9,759.6	415.0	10,059.9	1	7.3	1	107.4	0.0	10,174.6	49,409.9	60,791.0	68,472.0	59.1	
2 級	2,333	594.0	1,738.8	2,332.8	0	0.0	0	0.0	57.4	2,275.4	6,573.3	10,009.3	10,862.9	0.0	
その他	19,138	1,939.1	17,198.5	19,096.2	7	41.4	0	0.0	4,214.4	14,923.2	49,382.7	74,855.0	84,164.2	214.0	
合計	31,645	12,292.7	19,352.3	31,488.9	8	48.7	1	107.4	4,271.8	27,373.2	105,365.9	145,655.3	163,499.0	273.2	

（参考 道路台帳）

■村道各路線の状況

(令和3年3月末現在) (単位: m、㎡、%)

	路線名	総延長	総面積	改良			舗装		
				改良済	未改良	改良率	舗装済	未舗装	舗装率
1級	南一号線	410.0	2,887.35	410.0	0.0	100.00	410.0	0.0	100.0
	南海岸線	1,993.1	14,604.47	1,968.6	24.5	98.77	1,968.6	24.5	98.77
	西浦線	454.1	2,728.91	283.5	170.6	62.43	454.1	0.0	100.00
	金・大海線	1,103.7	6,942.63	906.9	196.8	82.17	906.9	196.8	82.17
	松原・大海線	2,451.9	14,660.81	2,441.2	0.0	100.00	2,441.2	0.0	100.00
	倉須古線	241.4	2,088.94	241.4	0.0	100.00	241.4	0.0	100.00
	松原・明石線	2,275.0	12,613.85	1,860.0	415.0	81.76	2,275.0	0.0	100.00
	大海・稲積線	1,652.8	13,551.97	1,648.0	0.0	100.00	1,648.0	0.0	100.00
	計	10,582.0	70,078.93	9,759.6	806.9		10,345.2	221.3	
2級	古浜線	217.1	981.90	217.1	0.0	100.00	217.1	0.0	100.00
	大海線	2,034.7	7,551.84	0.0	2,034.7	0.00	816.6	1,218.1	40.13
	北山線	4,336.7	23,540.22	560.0	3,776.7	12.91	1,972.5	2,364.2	45.48
	中堂線	862.4	2,845.29	0.0	858.3	0.00	705.1	153.2	82.15
	南裏線	711.7	2,987.29	0.0	696.3	0.00	696.3	0.0	100.00
	稲積・灯台線	1,019.3	5,454.14	0.0	1,019.3	0.00	1,019.3	0.0	100.00
	計	9,181.9	43,360.68	777.1	8,385.3		5,426.9	3,735.5	
その他	南二号線	1,113.2	2,618.14	0.0	1,113.2	0.00	1,113.2	0.0	100.00
	松原一号線	1,089.1	3,020.11	0.0	1,075.9	0.00	1,075.9	0.0	100.00
	松原二号線	1,070.8	7,138.08	682.6	388.2	63.75	1,070.8	0.0	100.00
	北浦一号線	433.0	3,772.42	433.0	0.0	100.00	433.0	0.0	100.00
	北浦二号線	915.2	2,445.93	0.0	915.2	0.00	915.2	0.0	100.00
	南北線	516.5	2,007.43	0.0	472.1	0.00	441.9	30.2	93.60
	新浜線	394.2	1,684.10	0.0	394.2	0.00	394.2	0.0	100.00
	中村線	158.0	369.44	0.0	158.0	0.00	158.0	0.0	100.00
	稲積中通り線	656.1	1,886.01	0.0	656.1	0.00	656.1	0.0	100.00
	須賀線	73.4	283.03	0.0	73.4	0.00	73.4	0.0	100.00
	新堀線	332.3	1,199.72	85.8	246.5	25.82	332.3	0.0	100.00
	達磨線	1,332.3	6,121.83	0.0	1,332.3	0.00	1,332.3	0.0	100.00
	追崎線	535.4	3,150.37	0.0	535.4	0.00	250.6	284.8	46.81
	用作線	785.9	2,847.17	213.4	572.5	27.15	785.9	0.0	100.00
	古浜・倉須古線	364.9	1,238.43	0.0	360.2	0.00	360.2	0.0	100.00
	北浦・松原線	559.3	2,004.81	0.0	559.3	0.00	559.3	0.0	100.00
	拍子水線	139.0	619.75	0.0	139.0	0.00	139.0	0.0	100.00
	江原線	522.7	2,655.49	156.7	350.5	30.90	507.2	0.0	100.00
	西大海線	310.7	1,701.12	0.0	310.7	0.00	310.7	0.0	100.00
	東大海線	327.4	1,567.81	184.5	142.9	56.35	327.4	0.0	100.00
	両瀬線	364.5	1,728.23	0.0	364.5	0.00	364.5	0.0	100.00
	計	11,993.9	50,059.42	1,756.0	10,160.1		11,601.1	315.0	
総合計		31,757.8	163,499.03	12,292.7	19,352.3		27,373.2	4,271.8	

(参考 道路台帳)

海上交通の整備

1. 現状と課題

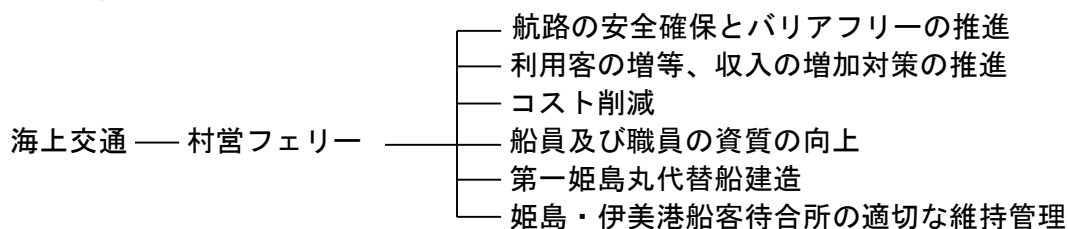
姫島港と伊美港を結ぶ本土との唯一の交通機関である村営フェリー姫島丸は、日常生活物資、産業資材の搬入、水産物の搬出並びに通学、通勤等村民にとって必要不可欠な生活航路であり、県道（主要幹線道路）に相当し、その公共性は極

めて高く、現在、2隻で1日12便（12月～3月は、11便）運航している。

近年、乗客、車輛とも利用者が減少傾向にあり、経営収支が赤字となっている。

また、利用者の安全確保と、バリアフリー等のサービスの向上に努めるとともに、今後は、利用客の増等、収入の増加対策と、コスト削減を図り、経営収支の改善に努める。船員及び職員の安全教育や接客マナーの研修等を行い、老朽化が進む第一姫島丸の代替船建造と、姫島・伊美港船客待合所の適切な維持管理を図る必要がある。

（施策の体系）



2. 施策の方向

経営収支の改善と安全運航の確保、及びサービスの向上に努める。

- 1) 安全運航の確保
- 2) 利用客の増等、収入の増加対策の推進
- 3) コスト削減
- 4) 船員及び職員研修の充実
- 5) 第一姫島丸の代替船建造
- 6) 姫島・伊美港船客待合所の適切な維持管理

■年度別輸送人員の推移

（単位：人）

年度 区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
姫 島 港 発	一般旅客	34,890.5	37,610.0	35,668.5	34,153.0	35,321.5	34,905.0	24,454.5
	往復旅客	52,327.5	53,937.5	51,692.5	52,589.0	52,922.0	51,791.5	38,710.0
	割引旅客	4,254.5	5,177.5	5,095.0	4,836.5	4,886.0	5,287.5	557.5
	一般定期	33,031.0	29,600.0	29,281.0	29,232.5	28,174.5	28,018.0	25,701.0
	学生定期	6,000.0	7,370.0	4,200.0	3,300.0	1,416.0	1,625.0	1,500.0
	小計	130,503.5	133,695.0	125,937.0	124,111.0	122,720.0	121,627.0	90,923.0
伊 美 港 発	一般旅客	35,176.5	37,838.0	35,803.0	34,511.0	35,634.0	35,107.0	24,700.5
	往復旅客	52,327.5	53,937.5	51,692.5	52,589.0	52,922.0	51,791.5	38,710.0
	割引旅客	4,295.5	5,210.0	5,153.0	4,885.5	4,913.5	5,342.0	557.0
	一般定期	33,031.0	29,600.0	29,281.0	29,232.5	28,174.5	28,018.0	25,701.0
	学生定期	6,000.0	7,370.0	4,200.0	3,300.0	1,416.0	1,625.0	1,500.0
	小計	130,830.5	133,955.5	126,129.5	124,518.0	123,060.0	121,883.5	91,168.5
合計		261,334.0	267,650.5	252,066.5	248,629.0	245,780.0	243,510.5	182,091.5
平均輸送人員 （一日あたり）		716	733	691	681	673	667	499

（定期旅客は延べ人数、小人は2人で大人1人に換算）

■年度別車両輸送台数の推移

(単位：台)

年度 区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
姫島港発	乗用車	7,957	8,614	8,522	9,107	9,539	9,314	8,393
	トラック	4,304	3,885	3,617	3,609	3,582	3,995	4,273
	バス	118	99	123	121	96	158	30
	小計	12,379	12,598	12,262	12,837	13,217	13,467	12,696
伊美港発	乗用車	7,876	8,448	8,181	8,977	9,327	9,157	8,216
	トラック	3,309	3,117	3,076	3,089	2,876	3,319	3,786
	バス	118	100	123	121	96	158	30
	小計	11,303	11,665	11,380	12,187	12,299	12,634	12,032
合計		23,682	24,263	23,642	25,024	25,516	26,101	24,728
平均輸送台数 (一日あたり)		65	66	65	69	70	72	68

■年度別特殊手荷物（二輪車）

(単位：台)

年度 区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
姫島港発	933	942	946	1,028	1,011	896	708
伊美港発	954	949	972	1,044	1,034	919	731
合計	1,887	1,891	1,918	2,072	2,045	1,815	1,439
平均輸送数 (一日あたり)	5	5	5	6	6	5	4

■年度別貨物輸送個数

(単位：台)

年度 区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
姫島港発	33,379	27,685	26,379	19,974	20,032	21,335	21,116
伊美港発	59,628	60,503	58,873	57,337	57,537	57,816	59,349
合計	93,007	88,188	85,252	77,311	77,569	79,151	80,465
平均輸送数 (一日あたり)	255	242	234	212	213	217	220

■使用船舶

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

船舶名称	船質	進水年月	総 t 数	馬 力	速 力	船令	所要時間	旅客定員
第一姫島丸	鋼	平成 11 年 12 月	199 t	500 P S × 2 基	12.5 ノット	21 年	20 分	211 名
第二姫島丸	鋼	平成 27 年 1 月	199 t	500 P S × 2 基	12.5 ノット	6 年	20 分	199 名

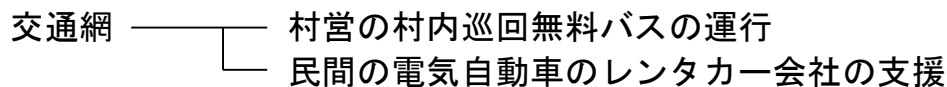
村内の交通網の整備

1. 現状と課題

村内の各地区を結ぶ交通手段として、村内外の人を対象に、村営の村内巡回無料バスを 1 日 6 便運行している。

また、民間の電気自動車のレンタカーがある。

(施策の体系)



2. 施策の方向

村内外の人の利便性を図るため、今後とも、村内交通手段を確保していく。

第2節 土地利用の推進

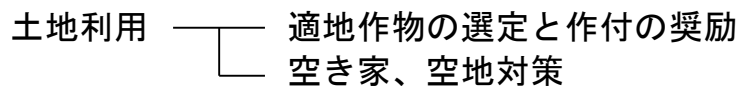
1. 現状と課題

村の総面積は 699ha である。

宅地については、人口減少により空き家が増えている。このため、今後は、空き家や遊休地など、土地の有効利用を図る。

農地については、農業の衰退により現在では自家消費用野菜や果樹等の栽培が中心で休耕、荒廃化が目立っている。

(施策の体系)



2. 施策の方向

自然環境に配慮しながら、土地の有効利用を図る。

- 1) 空き家、遊休地などの有効利用を図る。
- 2) 荒廃化対策として換金作物等を奨励する。

■地目別土地面積の推移

(単位：ha、%)

年度 項目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	面 積	構成比	面 積	構成比	面 積	構成比	面 積	構成比	面 積	構成比
田	17.7	2.5	15.6	2.2	15.6	2.2	15.6	2.2	15.6	2.2
畑	179.2	25.7	179.7	25.7	179.6	25.7	179.6	25.7	179.6	25.7
宅 地	45.0	6.4	45.0	6.4	45.1	6.5	45.1	6.5	45.1	6.5
池 沼	33.8	4.8	33.8	4.8	33.8	4.8	33.8	4.8	33.8	4.8
山 林	223.1	32.0	223.1	32.0	223.1	31.9	223.1	31.9	223.1	31.9
原 野	14.6	2.1	14.6	2.1	14.6	2.1	14.6	2.1	14.6	2.1
雑種地	52.9	7.6	52.9	7.6	52.9	7.6	52.9	7.6	52.9	7.6
その他	131.7	18.9	133.3	19.1	134.3	19.2	134.3	19.2	134.3	19.2
合 計	698.0	100.0	698.0	100.0	699.0	100.0	699.0	100.0	699.0	100.0

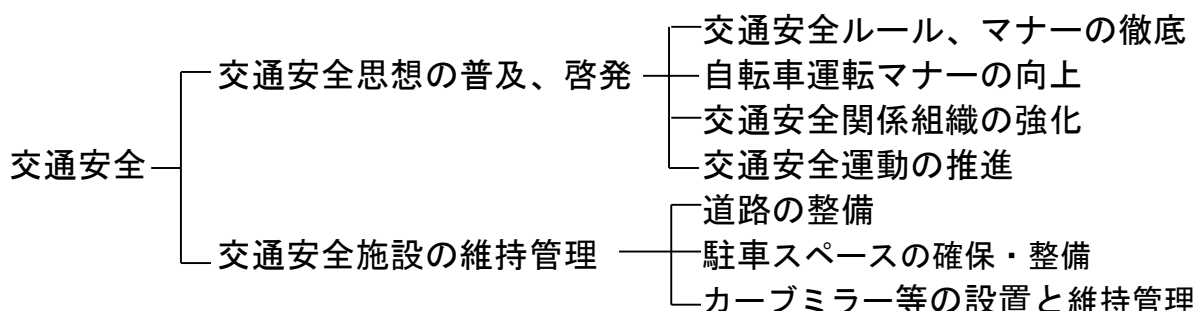
第3節 交通安全の確保

1. 現状と課題

本村では、約 1,700 台の車両が保有されている、道路は県道、村道などで、改修、改良工事が行われ、道路環境は大幅に改善されている。

今後とも関係団体と連携を密にして交通安全思想の普及・定着を図り、交通安全関連施設の維持管理に努める必要がある。

(施策の体系)



2. 施策の方向

安全で快適な道路交通環境を保持し、一層の向上を図るため「交通安全思想の普及、啓発」、「交通安全施設の維持管理」の両面から交通安全対策を推進する。

1) 交通安全思想の普及、啓発

ケーブルテレビ等様々な媒体を活用し、交通安全思想の普及、啓発を図るとともに、村内各団体及び各職場間の連携を強化して、自転車の無灯火運転、飲酒運転の根絶をめざす。

2) 交通安全施設の維持管理

安全で快適な道路交通環境を確保するために、駐車スペースの確保、カーブミラー等の交通安全施設の維持管理に努める。

■車両台数

(単位：台)

年度 区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
四輪車	普通・大型・大型特殊	508	506	491	481	463
	軽四（三輪含む）	1,015	1,028	1,007	1,021	1,016
二輪車	小型二輪	10	11	11	9	11
	軽二輪	9	8	8	13	12
	原付二種	16	17	18	19	19
	原付一種	226	226	218	215	205
小型特殊（農耕含む）		16	17	16	15	14
計		1,800	1,813	1,769	1,773	1,740

第4節 消防、防災等安全体制の整備

1. 現状と課題

村内の火災発生件数は、ほとんどないが、台風等の自然災害や火災が発生した場合、住居が密集していることや、離島のため災害規模が拡大する恐れがある。

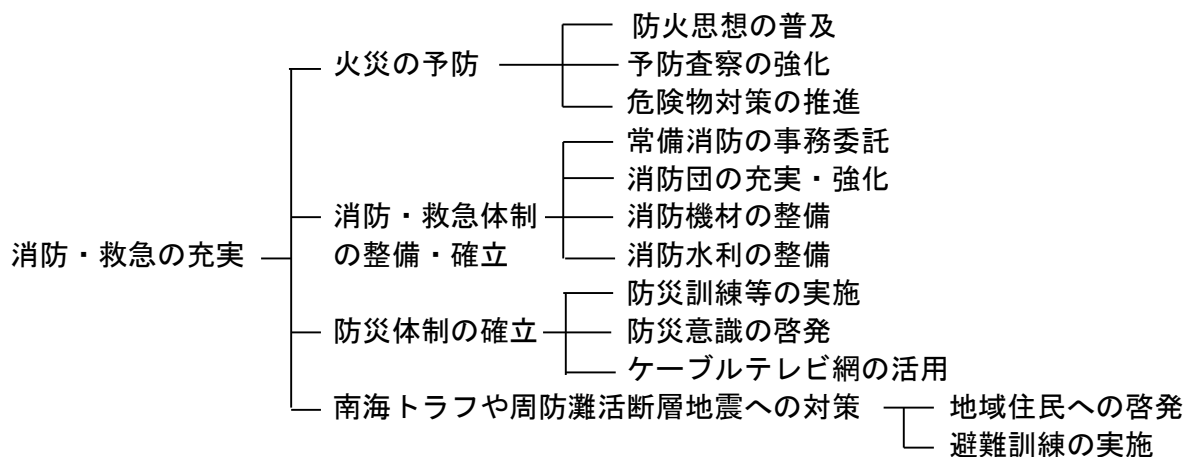
そのため、「大分県消防団相互応援協定書」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」、「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」など、必要な場合に迅速な応援が要請できるよう関係自治体と協定を結んでいる。常備消防は、対岸の国東市消防署（国東市消防本部）に委託している。

一方、消防団組織においては、若者の減少による団員確保が課題となっており、これに対応するため小型動力ポンプ積載車を導入してきた。今後も訓練等による消防技術の向上、団員 OB の協力による地域防災力の確保や効率的な活動のための機材、機動力の確保等の対応が必要である。

また、適宜、「地域防災計画」を見直し、今後想定される南海トラフや周防灘活断層地震による地震、津波への防災体制の確立が必要である。

救急業務については、診療所と消防署による体制が整備され、県のドクターヘリも利用している。離島であるため夜間、荒天時の対応や、中核病院等への搬送の所要時間短縮が課題である。

（施策の体系）



2. 施策の方向

消防業務については、消防署との連携を密にし、火災予防業務の積極的な推進を図る。

また、火災発生時には被害拡大を防止するため、迅速かつ、適切な対応が必要である。特に近年、団員の減少が進むなか団員 OB の協力による地域防災力の確保や効率的な活動のための機材、機動力の確保等を図る。

防災業務については、「地域防災計画」に基づき、今後想定される南海トラフや周防灘活断層地震による地震、津波等の自然災害発生時に即応できる防災体制の確立と防災訓練等の実施、防災知識の普及・防災意識の高揚に努めるとともに、災害時要援護者の安全確保を図る。

救急業務については、診療所と消防署を核に、県のドクターヘリを活用し、救急体制の充実を図るとともに、夜間、荒天時における搬送体制の確立に努める。

■火災発生状況

(単位：件)

年度 区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
火災発生件数	建物	1	0	0	0	0	1	0
	林野	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	0	0	0	0
	総数	1	1	0	0	0	1	0

■常備消防（国東市へ委託）

(単位：台、人)

区 分	機 動 力		人 員			
	消 防 ポ ン プ		所 長	所長代理	所 員	計
	自 動 車	小型動力				
姫島村	1	1	1	1	8	10

■非常備消防

(単位：人、台、箇所)

区 分	消 防 団			消防ポンプ		消 防 水 利	
	団 数	分団数	団員数	自動車	小型動力ポンプ	消火栓	防火水槽 (7-ル)
令和 2 年度	1	6	105	7	7	52	13

■救急出動状況

(単位：件)

年別 事故種別		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	計
出動件数	急病	41	33	36	42	32	23	207
	交通	4	4	2	1	1	1	13
	一般負傷	14	14	10	12	10	12	72
	その他	6	3	7	1	1	3	21
	計	65	54	55	56	44	39	313

■ドクターヘリ搬送件数

(単位：件)

收容し搬送した件数	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	計
	2	9	8	5	5	29

第 5 節 住環境の整備と空き家対策の推進

1. 現状と課題

本村の公営住宅は、現在、村営住宅 46 戸と県営住宅 9 戸が建設されており、住

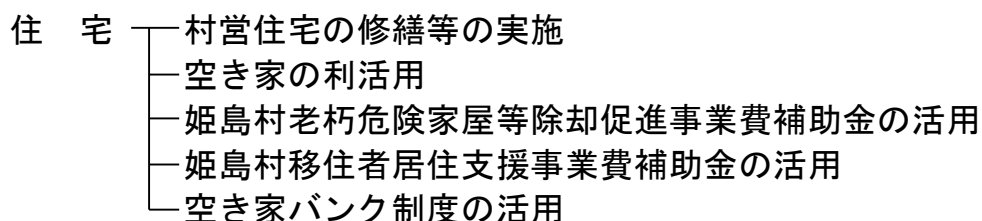
宅需要は満たされている。

今後は、老朽化した村営住宅の補修等、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理に努めることが必要である。

本村の空き家の状況は、令和元年度には 119 件となっている。空き家は個人の財産であるため、所有者等がその責任の下に適切な管理を行うことが原則である。しかし、適切な管理が行われず放置され、老朽化が進むことにより、倒壊の危険、害虫の発生、雑草の越境など、近隣住民等の生活環境に悪影響を及ぼしている。また、空き家が増えることで地域活力の低下や過疎化が生じるといった社会問題も生じる。

今後は、空き家の情報把握に努め所有者に適切な管理を促すとともに、空き家化の予防・抑制や地域の活性化に繋がる有効な資産としての利活用を図ることが必要である。

(施策の体系)



2. 施策の方向

- 1) 村営住宅は、長寿命化計画に基づき、入居者が安心して生活できる居住環境を確保するため、適切な維持管理に努める。
- 2) 村営・県営住宅の空き家を「みなし特定公共賃貸住宅」として活用に努める。
- 3) 空き家所有者等による管理の徹底を促すとともに、危険性のある家屋や衛生、景観等に悪影響を及ぼす可能性のある老朽危険家屋について、「姫島村老朽危険家屋等除却促進事業費補助金」を活用し、除却を促す。
- 4) 居住可能な空き家については、空き家バンク制度を活用して、移住者のニーズに対応した住環境整備に努める。
- 5) 「移住者居住支援事業費補助金」を活用して、移住者の増加を図る。

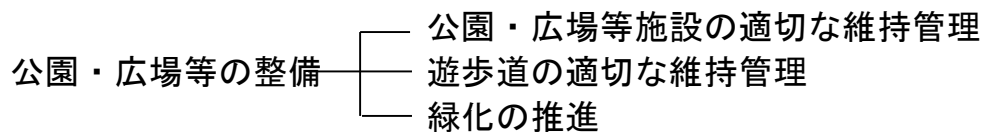
第6節 公園・広場等の整備

1. 現状と課題

公園・広場は子ども達の遊び場として、また、村民の「憩いの場」や緊急時の避難場所として利用されている。平成6年度にフェリー広場が、平成13年度に、人工海浜（海水浴場）、広場ゾーン（施設、植栽など）や駐車場が、平成16年度には、姫島運動公園が整備され、村内外の人々に広く利用されている。

今後は、村民が安心して利用できる公園や広場の遊具等の適切な維持管理が必要である。

(施策の体系)



2. 施策の方向

- 1) 施設の有効活用や村民の利便性の向上の推進
- 2) 遊歩道の適切な維持管理
- 3) 緑化の推進

第7節 上水道の整備

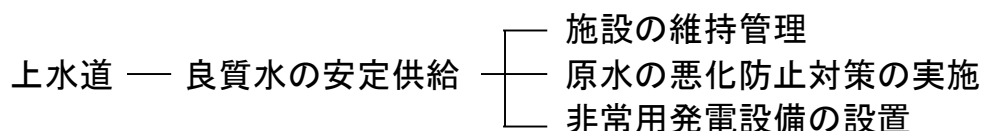
1. 現状と課題

簡易水道事業は、昭和40年度に完成し、その後、数回の増補改良を行ってきた。

しかし、平成13年度に実施した浄水場施設整備事業から20年が経過し、施設も老朽化しており、良質水の安定供給を行うために、効率的な施設の維持・補修・整備を図る必要がある。

また、災害時に対応するため、非常用発電設備の設置が必要である。

(施策の体系)



2. 施策の方向

良質水の安定供給を図るため、次の施策を実施する。

- 1) 計画的かつ適切な施設の維持管理
- 2) ダムの水質悪化防止の実施
- 3) 非常用発電設備の設置

■貯水池の現状

(単位：m³)

水 源 池	最大貯水量
第1水源池（大海ダム）	23,000
第2水源池（迫ダム）	47,700
第3水源池（二又池）	87,600

■人口・取水・給水状況の推移

(単位：人、m³、mm)

年度 項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人 口	1,987	1,913	1,859	1,799	1,758	1,702
年間取水量 (m ³)	359,864	392,061	369,294	353,664	381,074	365,328
年間給水量 (m ³)	212,545	241,947	208,649	222,607	222,265	215,860
日最大給水量 (m ³)	1,075	1,156	875	931	873	737
日平均給水量 (m ³)	582	661	572	610	609	591
年間雨量 (mm)	1,119	906	858	1,531	1,213	1,682

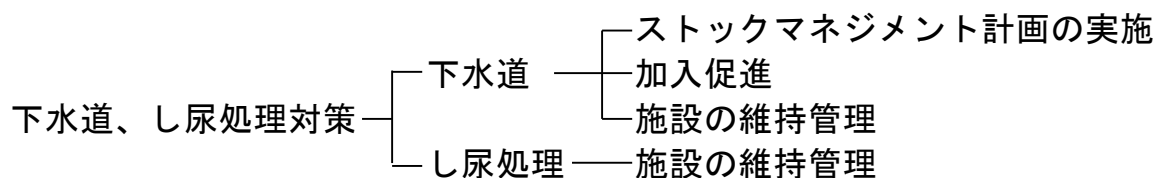
第 8 節 下水道の整備

1. 現状と課題

本村では、生活排水による周辺海域の汚濁防止と快適な環境づくりのため、平成 4 年度から下水道事業に着手し、平成 10 年 3 月に村内全面供用開始した。令和 3 年 3 月末における下水道加入率は 95.3%で、今後も、未加入世帯に対し、加入の促進を図るとともに、ストックマネジメント計画に基づき、施設の適切な維持補修に努める必要がある。

下水道未加入世帯のし尿処理は、平成 23 年度に建設したし尿投入施設で、し尿の前処理を行い、下水道の処理施設に投入し処理している。

(施策の体系)



2. 施策の方向

下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき整備を行う。また未加入世帯に対する加入促進と施設の維持管理に努める。

し尿投入施設についても、適切な維持管理に努める。

■下水道処理状況

(単位：人、m³、%)

年度 区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
区 域 内 処理人口	1,834	1,777	1,723	1,685	1,656	1,610
水洗化人口	1,708	1,667	1,618	1,595	1,577	1,532
流入水量	165,452	163,799	154,149	152,571	151,263	155,074
加 入 率	93.1	93.8	93.9	94.7	95.2	95.2

■漁業集落排水処理状況

(単位：人、m³、%)

年度 区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
区 域 内 処理人口	357	344	338	321	314	302
水洗化人口	341	328	323	307	302	290
流入水量	50,873	52,617	41,032	42,268	38,878	36,658
加 入 率	95.5	95.3	95.6	95.6	96.2	96.0

■姫島村全域状況（下水道と漁業集落排水）

(単位：人、m³、%)

年度 区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
区 域 内 処理人口	2,191	2,121	2,061	2,006	1,970	1,912
水洗化人口	2,049	1,995	1,941	1,902	1,879	1,822
流入水量	216,325	216,416	195,181	194,839	190,141	191,732
加 入 率	93.5	94.1	94.2	94.8	95.4	95.3

■し尿処理状況

(単位：kL)

年度 区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
年間し尿 収 集 量	140	130	116	116	105	104
1 日平均 収 集 量	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3

第9節 環境衛生施設の整備

ごみ処理対策の推進

1. 現状と課題

一般廃棄物の処理は、可燃物と不燃物に分別し、各地区週2回、ステーション方式により収集している。可燃物は、令和2年度に老朽化した施設の更新を行った。今後ともごみの減量化に努めるとともに、施設の適切な維持補修を行う必要がある。

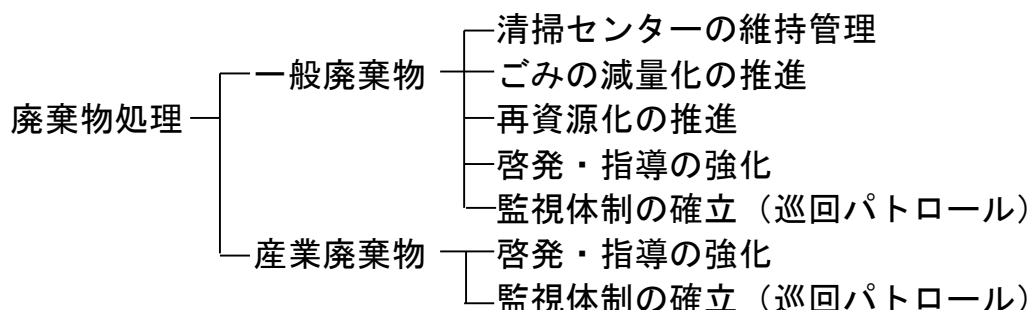
不燃物処理については、村外処理業者に委託し、焼却灰等の処理は、令和3年度より村外のセメント工場に委託し、セメント原料への再資源化を行っている。

また、事業主の責務とされている産業廃棄物の処理についても、村内に処理施設や業者がなく、村外への搬出処理を行っている。

一般廃棄物のうち約2割が生ごみであり、ごみの減量化のため、コンポスト容器購入に対する助成を行うとともに、リサイクルのため、鉄、アルミ、空きビン等の有価ゴミの回収を行っている。

家電リサイクル法の実施に伴い、懸念された不法投棄は起きていないが、今後とも不法投棄に対して、巡回パトロールによる監視や適切な行政指導、啓発活動を行っていく。

(施策の体系)



2. 施策の方向

1) 清掃センターの維持管理

焼却施設などの適切な維持管理に努める。

2) ごみの減量化の推進

生ごみについては、今後も家庭用コンポストの普及を図る等、家庭から排出される生ごみの減量化を推進する。

3) ごみの再資源化の推進

再資源化の取り組みとして、「空き缶デポジットシステム」による空き缶の回収や焼却灰等のセメント原料化を行い、リサイクル運動の推進や環境浄化に取り組む。

4) 不法投棄防止の啓発と指導

家電リサイクル法対象4品目の一般廃棄物や建築廃材等による産業廃棄物の不法投棄を防止するため、巡回パトロールによる監視や適正処理の指導、啓発

活動等を推進する。

■ごみ収集状況

(単位：t)

年度 区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
可燃ごみ 年間収集量	675	666	641	609	564	538	516
可燃ごみ 1日平均収集量	2.1	2.1	2.1	2.0	1.8	1.7	2.0
不燃ごみ 年間収集量	56	55	55	55	50	53	51

空き缶デポジットシステムの推進

1. 現状と課題

昭和 59 年度に開始したデポジットシステムは、令和 3 年度で 38 年目を迎え、村民生活の一部となり、回収率は高率で推移している。

今後とも、関係団体との連携を密にし、本システムの円滑な推進に努める。

■空き缶回収率

(単位：%)

年度 区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
回収率	83.5	84.7	82.5	91.8	88.1	85.1	83.2

(施策の体系)

空き缶デポジット
システムの推進

関係団体との連携による回収率の向上
啓発活動

2. 施策の方向

デポジットシステムについては、空き缶散乱防止対策としての有効性、村民の環境美化に対する意識の高揚、村のイメージアップ等、その効果が実証されている。今後とも空き缶散乱防止対策先進地として、啓発活動や関係団体との連携を密にし、回収率の向上を図り、村内の環境美化に努める。

火葬場、斎場、墓地対策の推進

1. 現状と課題

火葬場については、平成 13 年度に環境保全に配慮した無煙無臭で衛生的な施設を建設した。

一方、斎場については平成 4 年度に建設し、その後冷暖房等を整備した。

墓地については、村内 5 ヶ所に共同墓地が整備されているが、最も規模の大きい南浦共同墓地において狭隘化が進んでいる。

（施策の体系）

火葬場・墓地対策——墓 地——整備の検討

2. 施策の方向

火葬場、斎場については、今後とも適切な維持、管理に努める。

墓地については、南浦共同墓地が新規建立や建替え等で狭隘化しており、残りの区画も少なくなっている。このため、墓地整備について検討する。

第10節 エネルギー

1. 現状と課題

本村は自然、歴史、文化等と調和した良好な景観の形成の促進を図り、アサギマダラやハヤブサ（絶滅危惧Ⅱ類（VU））、ミサゴ（準絶滅危惧種（NT））など希少動物への影響や、昔ながらの離島漁村の景観に対する影響を防ぐためのもので、令和2年4月に姫島村景観条例を制定し、風力発電と太陽光発電（個人宅の屋上を除く）を禁止としている。

今後は、本村に導入可能な新しい再生可能エネルギーの導入を検討する必要がある。

（施策の体系）

エネルギー——新しい再生可能エネルギーの導入の検討

2. 施策の方向

非常時のエネルギー確保や地球温暖化対策等の観点から再生可能エネルギーに対する重要度は高まっているが、本村では現在の再生可能エネルギーの生産は難しい現状にある。環境に配慮した新しい再生可能エネルギーの導入について検討する。

第11節 森林の保全

1. 現状と課題

近年、村内全域の森林に松くい虫被害が発生していたが、被害木の伐倒駆除等による防除対策を実施した結果、現在では、被害は減少している。

今後とも、松くい虫被害対策を継続するとともに、下刈り等を行い、水資源の涵養、魚付林としての保護、育成のための森林保全を図る必要がある。

また、令和元年度には森林環境譲与税が分配され、村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源となっている。

(施策の体系)

森林の維持管理 ——— 森林病虫害防除の推進

2. 施策の方向

森林保全対策については、松くい虫被害木の伐倒駆除等による防除対策を実施し、水資源の涵養、魚付林の保護、育成に努める。

第3章 きめ細かな保健・医療・福祉・介護の推進 (地域包括医療・ケアの推進)

第1節 保健の充実

保健指導の充実〈生活習慣病予防〉

1. 現状と課題

現在、特定健康診査・健康診査、特定保健指導等を中心とした健康づくり事業を展開している。受診率は特定健康診査が65%、健康診査43%と高いものの、特定保健指導の対象者の多くは生活習慣病で、働き盛りの年齢層に発生していることから、早い時期からの食生活を含めた生活習慣の改善が必要である。

また、本村では、がんによる死亡割合が高く、そのため、各種がん検診の受診勧奨による早期発見、早期治療に努める必要がある。

■全死亡者数における死因別割合

(単位：%)

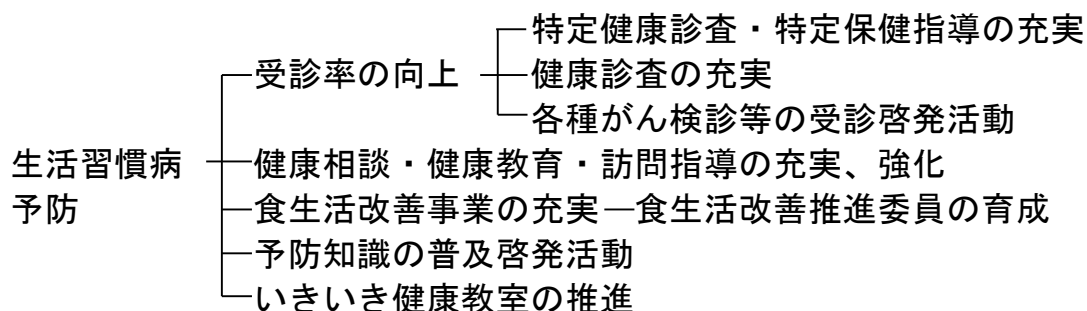
死因 \ 年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
が ん	17.5	32.3	44.8	34.8	24.4	25.6	16.7
脳血管疾患	2.5	3.2	10.3	4.3	9.8	10.3	11.9
心 疾 患	17.5	3.2	10.3	17.4	12.2	10.3	19.0
そ の 他	62.5	61.3	34.6	43.5	53.6	53.8	52.4

■主要死因調

(単位：人)

死因 \ 年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
が ん	7	10	13	8	10	10	7
高血圧疾患	0	0	0	0	0	0	1
心 疾 患	7	1	3	4	5	4	8
脳血管疾患	1	1	3	1	4	4	5
大動脈瘤及び解離	0	1	0	0	0	0	0
肺炎及び気管支炎	5	1	1	3	3	1	5
腎 不 全	0	0	0	0	2	2	0
老 衰	3	0	0	2	4	4	3
不慮の事故	1	1	1	2	1	0	2
自 殺	0	1	1	0	1	0	1
主要死因以外	16	15	7	3	11	14	10
計	40	31	29	23	41	39	42

（施策の体系）



2. 施策の方向

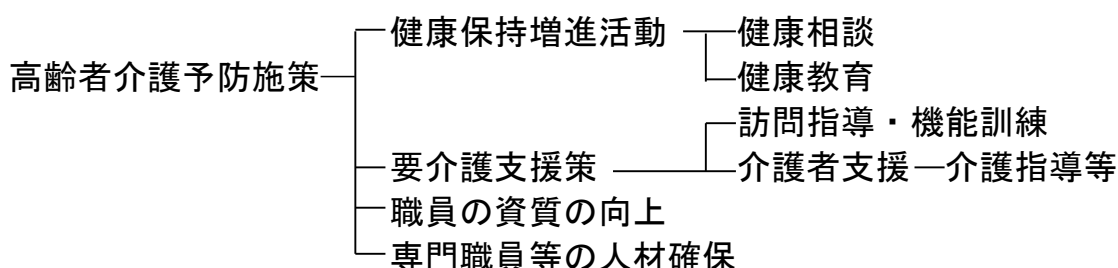
特定健康診査・健康診査等に対する啓発活動をより一層推進し、特に、働き盛り世代への受診率の向上を図る。また、健康教育、訪問指導事業など事後指導の充実を図るとともに、食生活の改善をはじめ、健全な日常生活習慣の確立を積極的に支援する。

〈介護予防事業〉

1. 現状と課題

現在、健康な高齢者に対しては、介護予防の視点から健康教育や健康相談を実施している。今後も医療・福祉との連携をより密にし、その内容を一層充実させるとともに、要介護者に対しても介護の支援策を含め訪問指導や機能訓練等の諸施策を進める必要がある。このため、職員の資質の向上と作業療法士等の人材確保が必要である。

（施策の体系）



2. 施策の方向

医療・福祉との連携を密にし、高齢者ニーズに応じた介護予防を積極的に推進するとともに、職員の資質の向上と作業療法士等の人材確保を図る。

〈精神保健福祉〉

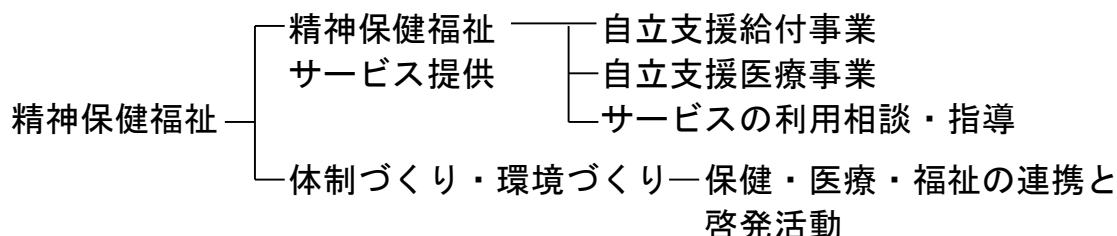
1. 現状と課題

本村における精神保健対策については、病状の特殊性から、本人や保護者等からの申請により、自立支援給付事業、自立支援医療費事業等を実施している。また、精神障がい者の実態把握については、自立支援医療費支給認定申請書や、

保健所、保健・医療・福祉が連携を図り把握に努めている。

今後も、自立支援の観点から訪問指導や在宅ケア等を推進するための体制づくりや環境づくりが必要である。

(施策の体系)



2. 施策の方向

精神保健福祉事業については、保健・医療・福祉との連携を密にし、適切な施策の推進を図る。

また、精神保健についての正しい知識の普及、啓発活動を推進し、精神障がい者が暮らしやすい環境づくりに努める。

予防の徹底〈予防接種〉

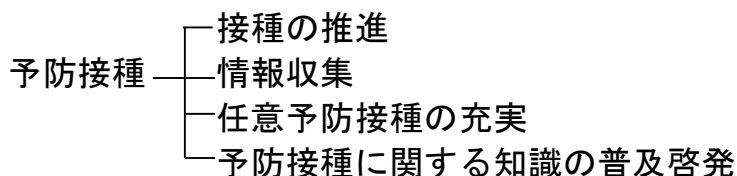
1. 現状と課題

予防接種は、感染症を予防するうえで最も効果的な手段である。

本村では、対象者が適切な時期に予防接種を受けることができるよう定期と任意の接種を実施している。

今後も、予防接種に対する啓発活動を積極的に行うとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症の発生による重大なリスクに対し、迅速で適切な情報提供や危機管理体制の確立が必要である。

(施策の体系)



2. 施策の方向

予防接種については、感染症予防・重症化の防止及び蔓延を防止するため、予防接種をはじめとする感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図り、任意の予防接種の充実に努める。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症に対し、迅速な対応ができる危機管理体制を確立するとともに、感染拡大防止に対する適切な情報提供を行う。

母子保健

1. 現状と課題

本村では、母子の健康を守り安心して子育てができるよう諸施策として、妊婦・乳幼児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診等の健康診査や健康教育（離乳食教室、おやつ教室、歯みがき教室、栄養指導等）、新生児・乳幼児訪問事業、子ども医療費助成事業、妊婦健康診査支援事業、不妊治療費助成事業等を実施している。

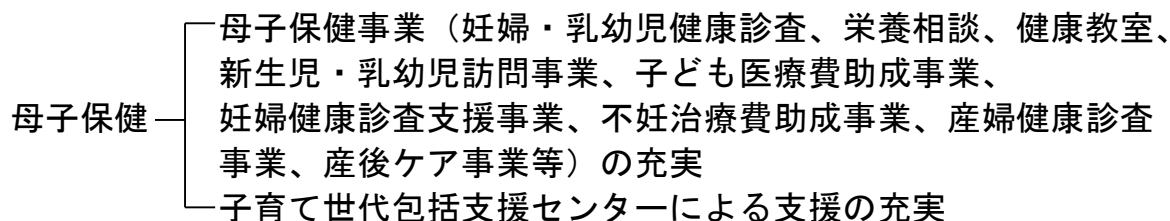
しかし、女性の就労化、核家族化等により、母子をとりまく環境は著しく変化しており、このため、今後とも母子保健事業の一層の充実を図る必要がある。

■出生率状況

(人口千対) (単位:人)

年別 区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
大 分 県	8.2	8.2	8.0	7.9	7.9	7.5	7.2
東 部 管 内	7.4	7.2	7.1	7.0	6.7	6.7	6.8
姫 島 村	7.7	3.4	5.0	7.0	4.6	1.5	4.9

(施策の体系)



2. 施策の方向

令和3年4月に設置した子育て世代包括支援センターを中心に診療所等医療機関、保育所、幼稚園、婦人会等の母子をとりまく関係機関や団体等との連携をより密接にし、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を実施する。

また、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や、妊婦・保護者への適切な情報発信を行うとともに、電話や面接・訪問での相談対応等を行うほか、産後ケア事業等の出産前後の支援充実に努める。

第2節 医療の確保と充実

1. 現状と課題

本村では、離島医療の確保と村民の健康増進、疾病の予防を図るため、公的医療機関として、昭和32年7月に姫島村国民健康保険診療所を開設した。

そして、村民の医療ニーズの増大と健康に対する意識の高まりから、医療の質

的向上を図るため、昭和 56 年度に施設の全面改築とともに医療機器等の整備を行った。

昭和 58 年度に、複数医師体制となったのを契機に、診療所は単に一次医療を行うだけでなく、村民の健康を守るための保健予防活動や、高齢社会に対応した在宅ケアの活動にも積極的に取り組む等、予防と治療を一体にした医療活動を行うとともに、診療所を中心とした保健・医療・福祉・介護の連携による幅広い地域包括医療・ケアを実践してきた。

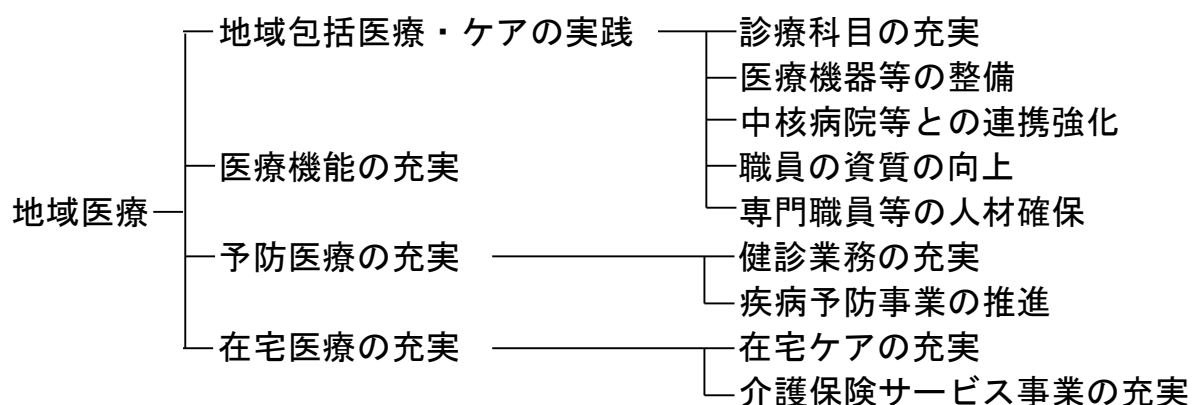
また、人工透析・眼科診療等、診療科目の増加に伴う狭隘化や施設の老朽化もあり、平成 16 年度から平成 17 年度にかけて大規模な増改築を行った。令和 2 年度には消防用設備（スプリンクラー）の整備、人工透析患者の増加に伴う透析室の移転を行い、施設の充実を図ってきた。医療機器についても計画的に整備し、治療・検査等の精度の向上・効率化を図り、患者の負担軽減及び地域のニーズに沿った医療環境の向上に努めるとともに、研修医等も積極的に受け入れ離島医療の啓発と中核病院との連携の強化を図っている。

しかし、疾病構造の変化、医療の高度化等により、村民の医療需要は年々増大しており、今後とも、村民のニーズに沿った医療提供体制の確保、検査機器等の整備を行うとともに、診療所を中心とした保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括医療・ケアの実践に努め、離島医療の一層の充実に努める必要がある。

なお、広域連携の取組として「国東地域連携マニュアル」が準備されており、利用者及び事業者が事業種別・人員基準・対応措置など他の事業所を検索する際の参考としている。

また、介護保険事業所としてサービスの充実向上のため、職員の資質の向上と専門職員等の人材確保により、安定したサービスの提供に努める必要がある。

（施策の体系）



2. 施策の方向

予防と治療を一体にした医療活動を推進するとともに、診療所を中心とした保健・医療・福祉・介護の多職種連携による地域包括医療・ケアのさらなる充実を図る。

また、看護師等の人材確保を図る。

第3節 福祉の充実

高齢者福祉の推進

1. 現状と課題

本村の高齢化率は、平成23年3月には33.6%であったが、令和3年3月末には52.0%となり、この10年間で18.4ポイント上昇した。

高齢化の進行に伴い、高齢者の独居世帯や夫婦のみの世帯が増加している。介護保険事業計画及び老人福祉計画を策定し、高齢者の生きがいをづくりをはじめ、在宅サービスや施設サービスの充実に取り組んでいる。

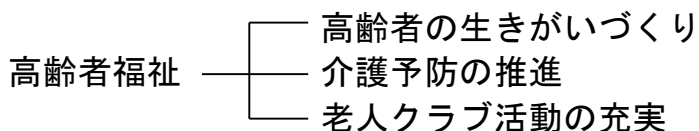
今後も高齢者が積極的に社会参加し、生きがいを持って生活できる環境づくりや介護予防の推進など、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

■高齢者の実態

(各年3月31日現在) (単位: 人、%)

区分 \ 年別		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人口 A		2,212	2,191	2,121	2,061	2,006	1,970
高齢者人口	60歳以上 65歳未満	247	255	232	219	215	195
	65歳以上 70歳未満 B	230	248	254	261	250	252
	70歳以上 C	678	677	683	685	713	733
	65歳以上(再掲) (B+C) D	908	925	937	946	963	985
	高齢化率 D/A	41.05	42.21	44.18	45.90	48.00	50.00

(施策の体系)



2. 施策の方向

地域包括医療・ケアのより一層の充実を図り、高齢者を地域で支える仕組みとともに、福祉サービスを充実し、健康で生きがいを持って暮らせる環境づくりを推進する。

生活支援ハウス「姫寿苑」

1. 現状と課題

「姫寿苑」は村内の高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう、居住機能や介護支援機能及び交流機能を合わせもった施設として平成3年5月にオープンし、保健・医療・福祉・介護の連携のなかで居住や短期居住、デイサービス、ホームヘルプサービス等を提供し、診療所を中心とした地域包括医療・ケアの実践にも取り組んできた。

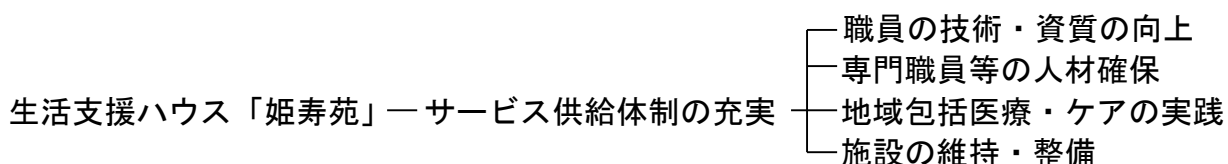
平成12年4月からの介護保険制度の施行に伴い、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、居宅介護支援について介護サービス事業者の指定を受け認定者へのサービスを開始し、認定者以外の高齢者についても引き続き、短期居住、デイサービス、ホームヘルプサービス等を村単独事業として実施している。平成18年4月には介護予防サービス事業所の指定も受け、サービスの充実を図ってきた。

平成16年度に利用者の増加に伴い大規模な増築工事を行った。平成21年度には空調設備の改修工事を、平成23年度には消防用設備（スプリンクラー）を整備し、平成26年度には施設内の照明器具をLEDに取替え施設の充実も図ってきた。

また、令和3年4月から居住部門を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に転換し、よりよいサービスの充実を図っている。

今後は、より地域に密着した介護サービスを提供するため、職員の専門的な技術の習得及び資質の向上と専門職員等の人材確保に努めると共に、快適な利用環境確保のため、施設の維持・整備を図り、安全で安定したサービスの提供に努める必要がある。

（施策の体系）



2. 施策の方向

診療所を中心とした地域包括医療・ケアを推進するとともに、職員の技術及び資質の向上と、介護支援専門員、介護福祉士等の人材確保に努める。

障がい者福祉の充実

1. 現状と課題

本村の身体障害者手帳の交付件数は122件で、その内1～2級の重度身体障がい者は43人で35.5%を占めている。

高齢化の進行や社会環境の複雑化に伴う疾病などにより、障がいのある人が増加傾向にある。

■身体障がい者の障がい別級状況

(令和3年4月1日現在) (単位:人)

区分 \ 級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	1	3	0	1	1	0	6
聴覚・平衡機能障害	0	7	3	6	0	14	30
音声・言語機能障害	0	0	0	1	0	0	1
肢体不自由障害	5	5	7	19	9	3	48
内部機能障害	22	0	5	9	0	0	36
計	28	15	15	36	10	17	121

■身体障がい者の年齢別状況

(令和3年4月1日現在) (単位:人)

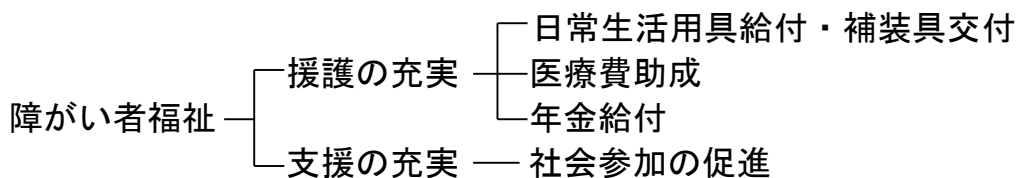
区分 \ 年齢	18歳未満	18歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	計
男	0	0	0	0	1	3	3	29	36
女	1	0	0	0	1	9	5	69	85
計	1	0	0	0	2	12	8	98	121

■知的障がい者の年齢別状況

(令和3年4月1日現在) (単位:人)

区分 \ 年齢	18歳未満	18歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	計
男	0	0	0	0	3	1	1	1	6
女	0	0	0	1	0	1	1	1	4
計	0	0	0	1	3	2	2	2	10

(施策の体系)



2. 施策の方向

障がいのある人が、地域において自立できる支援サービスを提供し、いきいきと暮らせる環境づくりを進める。

また、村外の施設を利用する人に対しても、施設との情報交換により適切なサービスが受けられるよう努める。

児童福祉の充実

1. 現状と課題

近年、核家族化、少子化、女性の社会進出等が進行する中で、乳幼児を持つ母親に対する子育てと社会参加の両立を支援するうえで、保育の必要性はますます高まり、保育所は、その中心的な役割を果たしている。特に、最近では就労する母親の増加により低年齢児の入所希望が増えている。

現在、保育所では従来の定型的な保育に加え、一時保育サービス事業（非定型的保育、緊急保育、私的理由による保育）や広域保育を実施している。

また、平成 18 年度から地域子育て支援センターを開設し、育児相談や未入所家庭交流の場の提供及び交流の促進を図っており、令和元年度には、保育料等の完全無償化を実施し、未就学児がいる家庭への経済的負担軽減も図っている。

令和 3 年度から子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを開設し、子育て家庭等からの相談に応じ必要な支援を行っている。

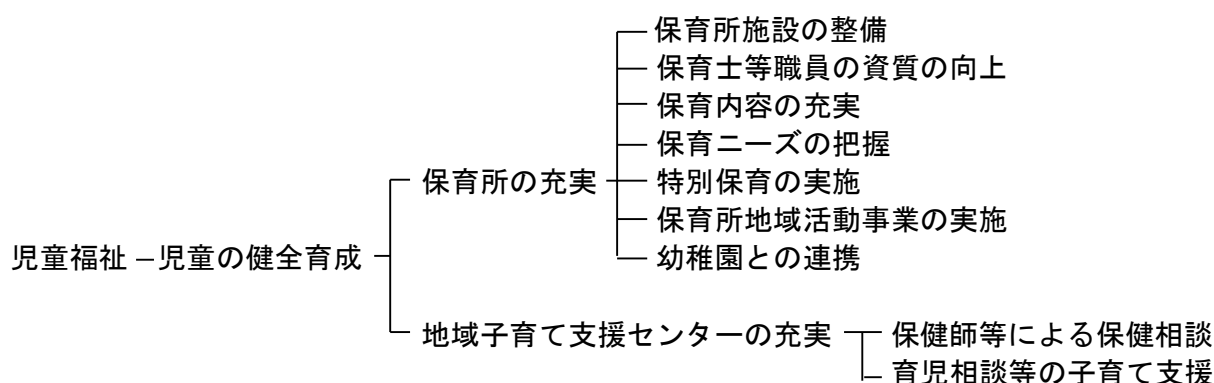
今後は、さらに保育内容の充実を図るため、保育ニーズの把握と職員の資質の向上に努めるとともに、認定こども園設立に向けた検討を行い、幼児教育の観点から幼稚園との連携を深める必要がある。

■ 保育所の状況（児童数、出生数）

（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

年別 区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
入所児童数		26	29	33	26	27	14
児童の内容	0 歳児	1	1	0	1	0	1
	1,2 歳児	14	13	21	14	7	11
	3 歳児	9	12	9	11	14	2
	4 歳児	2	3	3	0	6	0
出生数		17	1	6	8	6	8

（施策の体系）



2. 施策の方向

1) 保育内容の充実

- ・「養護」と「保育」の一体的な保育の実施
- ・各種研修会への参加による保育士等の資質の向上
- ・保護者への支援
- ・保育ニーズの把握・特別保育の推進
- ・地域との交流・連携
- ・幼稚園との連携

2) 地域子育て支援センターの充実

- ・保健師等による保健相談
- ・育児相談の推進

3) 認定子ども園設立の検討

ひとり親家庭及び寡婦福祉の充実

1. 現状と課題

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭では、育児や仕事、生活上の不安や悩みを抱えている。ひとり親家庭が自立し、安定した生活ができるよう、相談機能や生活支援の充実が必要である。

■ひとり親家庭の状況

(各年3月31日現在) (単位: 件)

年別 区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
父子家庭	2	2	1	2	2	1	3
母子家庭	18	18	15	15	18	15	12
計	20	20	16	17	20	16	15

(施策の体系)

ひとり親家庭・寡婦福祉 ┌ 医療費助成
└ 母子寡婦福祉活動の活性化

2. 施策の方向

母子家庭の不安は経済面によるところが多く、このため、今後とも自立を促進するための諸施策を推進する。また、民生委員・児童委員等の協力を得ながら生活の安定を図り、社会的、精神的不安の軽減に努める。

第4節 介護の充実

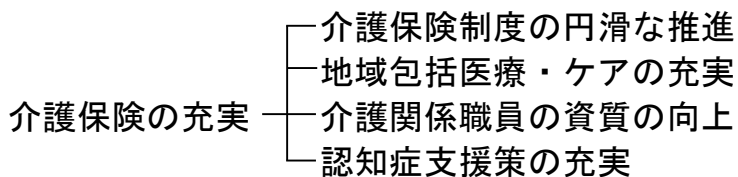
介護保険の充実

1. 現状と課題

少子高齢化が進行するなか、核家族化、扶養意識の希薄化等により家庭における介護力が低下し、家族だけで要介護者を支えることが困難となってきた。こうした状況のなか、本村では、生活支援ハウス「姫寿苑」と村国保診療所が介護保険サービス事業者の指定を受け、訪問看護、訪問看護等各種のサービスを提供している。また、平成23年3月に、民間の認知症対応型グループホームが村内に開設され、認知症高齢者に対する住み慣れた場所での支援が可能となった。

しかし、今後も増加が見込まれる認知症高齢者や多様化するニーズに応じて、より一層介護サービスを充実させる必要がある。

(施策の体系)



2. 施策の方向

介護保険サービスが円滑かつ適切に提供されるよう、制度の周知を行い、さらに地域包括支援センターと、介護支援専門員等介護関係職員が密に連携し、高齢者等の支援に努める。

また、増加が見込まれる要介護者や認知症高齢者に応じて、施設の拡充・整備を検討する。

第4章 豊かな心を育む人づくりと文化の保護・継承

第1節 教育の充実

幼児教育の充実

1. 現状と課題

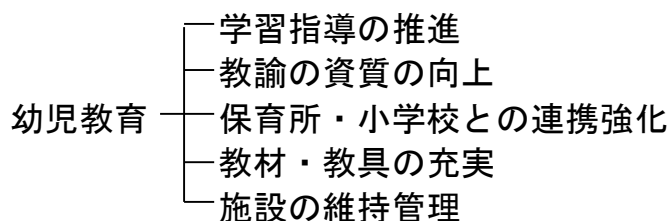
幼児期は、豊かな感性、好奇心、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期である。幼稚園は、学校生活及び学習の基礎を培うという役割を担っている。このため、研修等による幼稚園教諭の資質向上と施設、教材、教具等の充実を図る必要がある。幼保一貫体制による子育て支援の充実や、小学校との連携による教育環境づくりに努めるとともに、認定こども園設立に向けた検討を行う。

■幼稚園児数の状況

(単位：人)

区分 \ 年別	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
4 歳 児	4	12	7	9	8	5	16
5 歳 児	18	4	14	10	12	7	11
計	22	16	21	19	20	12	27

(施策の体系)



2. 施策の方向

- 1) 学校生活及び学習の基礎を培う総合的な学習指導の推進
- 2) 教諭の各種研修会等への参加による資質の向上
- 3) 合同研修・交流活動等、保育所・小学校との連携強化
- 4) 教材・教具の充実
- 5) 施設の維持管理
- 6) 認定こども園設立の検討

学校教育の充実

1. 現状と課題

国の新学習指導要領に基づき、子どもの確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育むことをめざし、「知・徳・体」の調和がとれた教育を展開するとともに、平成3年度から「村学力向上対策協議会」を設置し、保育所、幼稚園、小・中学校、家庭が連携して、言語能力や読書力の育成と基礎学

力の定着・向上に取り組んでいる。また、学力向上のため、かにつこ塾や水曜日塾・土曜日塾、土曜授業を実施している。

新学習指導要領に基づく教育課程の完全実施とともに、豊かな心を育てる道徳教育や、体力向上への取り組み、「姫島 IT アイランド構想」による「1人1台端末」を活用した ICT 学習の推進など時代の変化を見据えた一層の学校教育の充実が必要であり、社会教育と連携して推進していくことが求められている。また、ユネスコスクール加盟校として、「ふるさと科」やジオパークの教育活動において、地域の自然・文化を理解するとともに、県内外との交流活動を通じて、教育的な価値を高める必要がある。

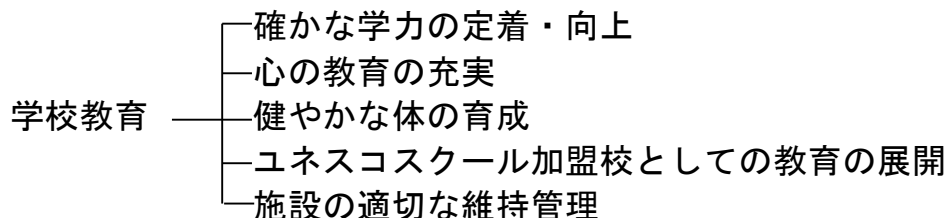
施設面では、学校施設と老朽化が進んでいるへき地教員住宅の適切な維持管理が必要である。

■児童、生徒数の状況

(単位：人)

区分 \ 年別	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
小 学 校	70	78	69	69	66	69	61
中 学 校	44	38	35	32	36	33	30
計	114	116	104	101	102	102	91

(施策の体系)



2. 施策の方向

教育を取り巻く環境が、複雑化する中で、学校、家庭、地域の個別の対応では課題の解決が難しくなっている。

このため、学校を中心に三者が協働して教育課題に取り組み、学校の様々な活動を家庭や地域に理解してもらうとともに、地域の教育力を学校教育に活用する取り組みを積極的に推進する。

1) 確かな学力の定着・向上

- ・教職員の資質向上のための公開授業への住民の参加促進
- ・児童、生徒の習熟度に応じた個別指導の充実
- ・幼・小・中の連携教育の推進
- ・家庭学習・読書活動の推進
- ・ALT を活用した外国語教育の推進
- ・学力向上に向けた保護者の意識改革を図るための広報・周知活動の促進

2) 心の教育の充実

- ・命の大切さ等を学ばせる道徳教育の推進
- ・基本的人権の尊重を基調とする人権教育の推進
- ・自然体験や社会体験など豊かな体験活動の推進

3) 健やかな体の育成

- ・体育の授業の充実
- ・地域人材の活用による部活動の充実
- ・食育の推進と学校給食の充実
- ・歯と口の健康教育の推進

4) ユネスコスクール加盟校としての教育の推進

- ・姫島 IT アイランド構想による「1人1台端末」を活用した ICT 教育の推進
- ・外国語教育の充実や外国人との交流の拡大
- ・自然体験や社会奉仕などの体験活動を取り入れての環境教育の推進
- ・成長段階に応じた系統的なキャリア教育の充実

5) 施設の整備

- ・小・中学校施設の適切な維持管理
- ・へき地教員住宅の適切な維持管理

社会教育の充実

1. 現状と課題

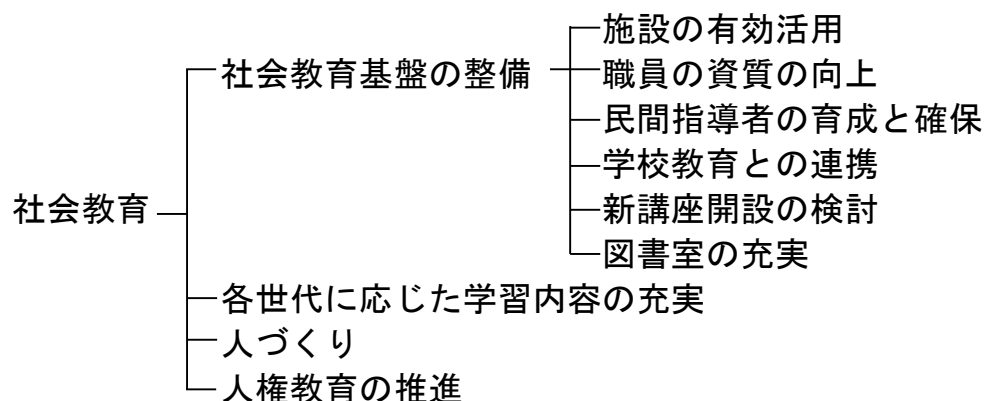
社会が大きく変化する中で、村民が生きがいを持ち、充実した生活を送れるよう、いつでも、どこでも主体的に学ぶことができる生涯学習社会を形成することが求められている。学校教育と並んで生涯学習社会の形成に重要な役割を担う社会教育においては、幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた学習機会を提供する必要がある。

本村では、中央公民館や離島センター、図書室等において、各々、独自の活動を実施しており、今後の地域コミュニティ活性化を図る基盤としての役割が求められている。成人教育については、公民館講座として茶道、書道、フラダンス等多様な学習の機会を提供し、受講生が講座への参加を通して、地域社会に貢献する活動を展開している。

高齢者教育については、豊かな人生経験を通じて培ってきた知識や技能を生かすことができるよう、高齢者教室等学習機会と実践の場の確保に努め、高齢者の社会参加を促進している。

家庭教育については、近年、少子高齢化、核家族化が進む中で、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、従来、家庭内の世代間で自然に培われてきた家庭教育も大きく変化している。このような中で、親が自信をもって子育てができるように、家庭教育に関する学習の場を設けており、更に支援の輪を広げていく必要がある。

（施策の体系）



2. 施策の方向

社会教育活動の拠点となる中央公民館等の有効活用を図るとともに、研修等により職員の資質の向上を図る。

社会教育活動を推進するため、指導者の確保と育成を図るとともに、学校教育との連携に努める。

（成人教育の充実）

社会の変化や学習ニーズの多様化、高度化などによる新たな学習課題に対応するため、学習機会の拡充や学習情報の提供及び学習活動の支援を図る。

（高齢者教育の充実）

高齢者教室の内容の充実を図るとともに、学んだ成果や豊かな人生経験を培ってきた知識や技能を地域活動、ボランティア活動や青少年との交流等を通して伝えることができるよう、高齢者の社会参加を図る。

（家庭教育の充実）

家庭における教育力を向上させるため、保護者として必要な知識及び心の教育等について子供の成長段階に応じた学習機会の充実を図る。

また、安心して子育てができるよう地域全体で支援していく。

（人権教育の推進）

基本的人権の尊重を基調とする人権教育を推進する。

社会体育の充実

1. 現状と課題

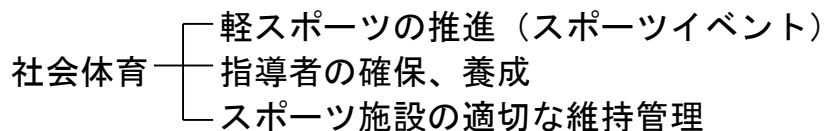
近年、「いつでも、だれでも、どこでも」できる手軽なスポーツについての関心が高まっており、従来スポーツ活動に親しむ機会が比較的少なかった人々が、余暇時間の増大や健康づくり等から日常生活の中にスポーツを取り入れるようになってきた。

このため、平成 21 年度に姫島村軽スポーツセンターを整備し、村民の年齢や体

力等に応じた手軽なスポーツができる施設として利用されている。村民が生涯にわたって日常的にスポーツに親しめるよう、身近で利用しやすい環境を整える必要がある。

また、各種スポーツ指導者の確保と養成を図り、スポーツ人口の底辺拡大を進める必要がある。

（施策の体系）



2. 施策の方向

生涯スポーツの観点から、村民誰もが気軽に参加できる軽スポーツの普及を進め、軽スポーツセンターの利用促進やスポーツイベントの充実を図る。

また、本村におけるスポーツ活動の推進母体となる各種スポーツクラブの強化を図るため、指導者の確保と養成に努める。さらに、より多くの村民がスポーツに親しめる拠点である姫島運動公園の利用の促進を図る。

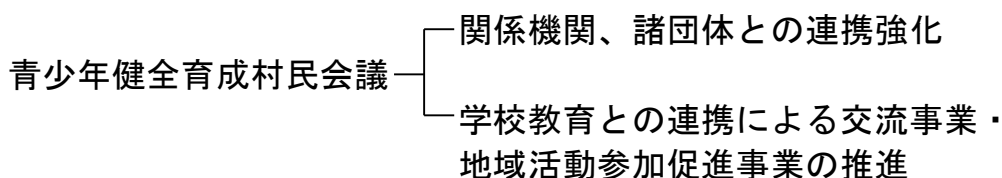
青少年健全育成の充実

1. 現状と課題

近年、青少年は、社会性や規範意識が不足し、青少年の問題行動は低年齢化している。

本村では、家庭、学校、地域が一体となって青少年の健全育成に取り組むため、青少年健全育成村民会議を設置し、諸活動を展開している。今後は、関係機関、諸団体とのより一層の連携を図るとともに、青少年と他地域との交流事業や、地域活動へ積極的に参加をする事業等を推進する。

（施策の体系）



2. 施策の方向

青少年健全育成村民会議の活性化を図るため、関係機関や諸団体と一層の連携を図る。

特に、学校教育との連携による交流事業等の充実を図るとともに、地域活動への参加を促進する事業の推進に努める。

第2節 文化の振興

1. 現状と課題

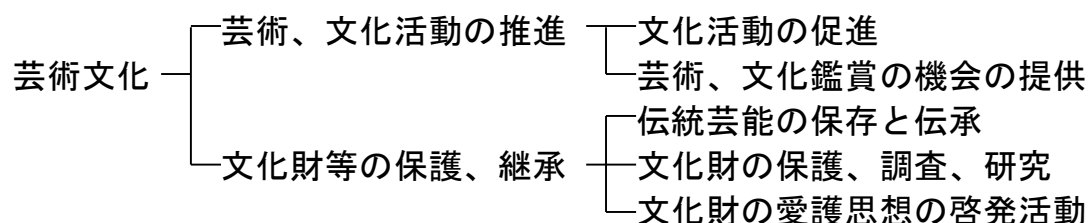
村民の文化への関心を高め、豊かな文化を創造するには、すぐれた芸術・文化に数多くふれることが必要である。しかし、本村は離島であるため、芸術・文化に接する機会が少ない。

また、国選択無形民俗文化財「姫島の盆踊」をはじめ国選定重要文化的景観「瀬戸内海姫島の海村景観」、国指定天然記念物「姫島の黒曜石産地」、県指定天然記念物「姫島の藍鉄鉱」「姫島の層内褶曲」、村指定有形文化財「姫島庄屋古庄家」等貴重な文化財があり、これらの保護、保存と、後世に伝承するための諸施策が必要である。

■国、県、村指定文化財一覧表

指 定 区 分	文 化 財 名	指 定 年 月 日
国指定天然記念物	姫島の黒曜石産地	平成 19 年 7 月 26 日
国選定重要文化的景観	瀬戸内海姫島の海村景観	令和 3 年 3 月 26 日
国選択無形民俗文化財	姫島の盆踊	平成 24 年 3 月 8 日
県指定天然記念物	姫島の層内褶曲	昭和 34 年 3 月 20 日
〃	姫島の藍鉄鉱	〃
村指定天然記念物	すだじい	昭和 46 年 6 月 19 日
村指定有形文化財	姫島庄屋古庄家	平成 2 年 12 月 11 日
〃	大帯八幡社御座船八幡丸	〃
村指定無形文化財	アヤ踊り	昭和 46 年 6 月 19 日
〃	キツネ踊り	〃
〃	銭太鼓踊り	〃
〃	猿丸太夫踊り	昭和 50 年 7 月 5 日
〃	こども神楽	昭和 58 年 9 月 5 日

（施策の体系）



2. 施策の方向

村民が、すぐれた芸術・文化に接する機会をより多く提供するとともに、姫島盆踊り等伝統文化の継承と貴重な文化財の保護、保存に努める。

第3節 人づくり・地域づくりと男女共同参画社会の推進

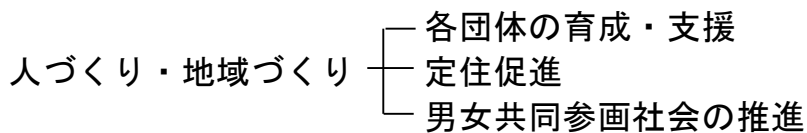
1. 現状と課題

「地域づくりは人づくり」という観点から、青年団、婦人会、老人クラブ、商工会青年部、アサギマダラを守る会、姫島女将の会等の各団体が村の活性化に向けて積極的な活動を展開している。

しかしながら、各団体では、会員の固定化や減少が見られ、事業活動の拡大と充実が課題となっている。また人口減少対策として、定住促進条例を制定し、補助金、奨励金、祝金の支給を行っている。今後とも、地域づくりの核となる各団体の支援を図り、「人づくり」「地域づくり」をより一層推進することが必要である。

また、男女共同参画社会の推進を図ることが必要である。

(施策の体系)



2. 施策の方向

魅力ある地域づくりを推進するためには、次世代を担う人材の育成と確保が不可欠であり、このため、地域づくりの核となる青年団、婦人会、老人クラブをはじめ、商工会青年部、水産加工グループ、地域づくりグループ等各団体の活動を積極的に支援する。

地域づくり対策として定住促進を図るための、諸施策を推進する。

男女共同参画社会推進のため、各分野において、女性の積極的な登用を図る。

第5章 行財政の確立

行政運営の合理化

1. 現状と課題

近年の地方を取り巻く情勢は、過疎化、少子高齢化、情報化等や地方分権の推進等大きな変革期を迎えている。一郡一村の本村は、離島という特殊な立地条件のもと、行政運営についても新たな対応が求められている。

このように変革する新しい時代を切り拓いていくためには、地域特性を活かし、新たな視点に立った施策の展開による自立した地域づくりが不可欠である。

四面を海に囲まれた本村は「海を活かした健康で活力あふれる村づくり」を村政執行の基本理念として「水産業と観光と IT の村づくり」をスローガンに掲げ、沿岸漁業と車えび養殖等水産業と観光と姫島 IT アイランド構想を中心とした諸施策を推進し、村民生活の安定と向上を図ることが、緊要な行政課題である。

また、住民ニーズの多様化や地方分権の推進による行政需要の増大に対応するため、行政改革・DX 化等を推進する必要がある。

2. 施策の方向

本村の行政組織は、村政の基本方針に沿った行政運営を図るとともに、行政需要の増大、多様化に対処するため、従来から逐次整備改編されている。今後とも新たな行政需要に対応するための適正な人員配置や職員の資質の向上、DX 推進による行政事務の迅速化、効率化を図り、これまでの施策を大事にしながら、行政サービスの充実を図る。

財政の効率化

1. 現状と課題

本村の財政は、村税収入の伸び悩みにより、財政力指数は 0.11 と財政基盤が脆弱である。

地方自治体の財政状況は、財政健全化法の指標により判断されるが、本村の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の指標については、令和 2 年度決算においても早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率については、水産業の振興、生活環境の整備、保健・医療・福祉等各種事業について積極的に取り組んできたが、交付税措置のある地方債を有効に活用した結果、適切な水準を維持し、令和 2 年度は 4.9%となっている。

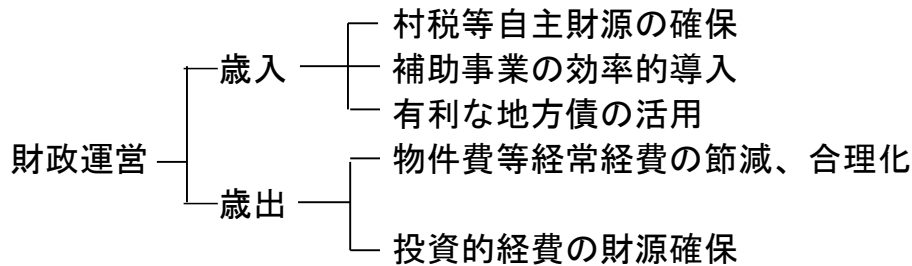
経常収支比率については、これまで消費的経費を中心に経費の節減に努めてきたが、平成 7 年度には 80%を、平成 10 年度には 90%を超え、平成 16 年度には 100%を超えた。令和 2 年度決算では 80.89%と財政構造の硬直化に改善が見られる。しかし、昨今の長引く不況の中で、村税の増収は期待できないことから、これまで以上に経常経費削減の合理化、DX 推進による財政の効率化を推進する必要がある。

■経常収支比率・実質公債費比率の推移

(単位：％)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
経常収支比率	90.95	88.05	90.33	91.83	83.79	82.62	84.03	83.76	85.71	80.89
実質公債費比率	12.6	10.8	9.2	8.2	6.9	5.4	4.8	4.7	5.2	4.9

(施策の体系)



2. 施策の方向

1) 歳 入

・村税等自主財源の確保

沿岸漁業、車えび養殖等水産業の振興による地域経済の拡大を図り、村税収の確保に努めるとともに、負担金、分担金、使用料及び手数料等の適正な負担による自主財源の確保に努める。

・補助事業の効率的導入

補助事業については、国、県の財政措置等、その活用方法を検討し、積極的な導入を図る。

・有利な地方債の活用

後年度の財政負担となる地方債の発行には充分留意し、過疎対策事業債等交付税措置の割合の高い有利な地方債の活用を図る。

2) 歳 出

・物件費等経常経費の節減、合理化

物件費、人件費及び公債費等の経常経費の節減、合理化による抑制を図り、財政の健全化に努める。

・投資的経費の財源確保

社会資本の整備が進み、今後は、施設の改修等の経費が必要となる。

事業の実施にあたっては、国、県の補助制度の有効活用と、公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化を図るとともに、事業効果の高いものを優先する等、財源の適切な配分に努める。